

171 徴兵令中改正法律公布

〔大正七年三月〕

〔注記1〕
大正七年三月十五日

内閣書記官 (下條) 〔注記2〕

〔注記3〕
内閣総理大臣 花押 (寺内)

内閣書記官長 (兒玉)

外務大臣花押 (本野) 大蔵大臣花押 (勝巴) 海軍大臣花押 (加藤) 文部大臣花押 (岡田) 逓信大臣花押 (田)

内務大臣花押 (後藤) 陸軍大臣花押 (大島) 司法大臣花押 (松室) 農商務大臣花押 (仲小路)

〔注記4〕
別紙両院ノ議決ヲ経タル徴兵令中改正法律案ヲ審査スルニ右ハ衆議院議長上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト認ム

上諭案
朕帝国議會ノ協賛ヲ経タル徴兵令中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽 (朱書)
〔大正七年〕年〔三〕月〔三十〕日 (朱書)

内閣総理大臣

海軍大臣

陸軍大臣

法律第〔二十四〕号 (朱書)

〔上奏ノ通〕

別紙奏上有之度候也

大正七年三月十四日

衆議院議長 大岡育造 閣

内閣総理大臣伯爵 寺内正毅殿

衆議院書記官長 寺田榮 閣

衆議院ハ両院ノ議ヲ經タル徴兵令中改正法律案ノ裁可ヲ奏請ス

大正七年三月十四日

衆議院議長 大岡育造

衆議院書記官長 寺田 榮

(表紙)

徴兵令中改正法律案

徴兵令中左ノ通改正ス

第七条ノ二 第十二条又ハ第十三条ニ依ル場合ヲ除クノ外志願

ニ由リ兵籍ニ編入セラルル者ノ服役ニ関シテハ勅令ノ定ムル

所ニ依ル

前項ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者満四十歳迄ニ兵籍ヨリ除

カルルニ至リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第八条 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者ハ兵役

ニ服スルコトヲ許サス

第九条第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ壯丁ノ身材芸能職業

ニ從ヒ勅令ノ定ムル各兵及雑卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ徵集

順序ヲ定メ之ニ充ツ

第十三条 左ニ掲クル者ニシテ陸軍予備役後備役將校同相当官

タルノ希望ヲ有スル満十七歳以上二十一歳未満ノモノハ志願

ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ其

現役中ノ食料被服裝具等ノ費用ハ自弁トス但費用ノ一部ヲ官

給スルコトアル可シ

第一 官立学校小学科及選科等ノ別科ヲ除ク 師範学校又ハ中学校ヲ卒業シ

タル者

第二 勅令ノ定ムル所ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上

ト認ムル学校ヲ卒業シタル者

前項ニ掲クル学校ニ在学スル者ニシテ二十二歳未満迄ニ卒業

シ入営スルコトヲ得ルモノ亦前項ニ同シ

前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ハ卒業迄入営ヲ延期ス

第二項ニ掲クル者満二十二歳以上ニ非サレハ卒業シ入営スル

コトヲ得サルニ至リタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵

集ス

第一項又ハ第二項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年

志願兵ト称ス

六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ一年志願兵

タルコトヲ許サス

一年志願兵ノ現役ヲ終リタル者ノ予備役後備役期間ハ勅令ヲ

以テ之ヲ定ム

第十四条 二十歳未満ニシテ師範学校ヲ卒業シタル者又ハ満二

十歳以上ニシテ師範学校ニ在校シ満二十三歳迄ニ之ヲ卒業ス

ヘキ者ハ一箇年間陸軍現役ニ服セシム

前項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年現役兵ト称ス
第一項ノ場合ニ於テ師範学校在校中ノ者ハ卒業迄入営ヲ延期
ス

一年現役兵ノ現役ヲ終リタル者ハ直ニ第一國民兵役ニ服セシ
ム

一年現役兵トシテ現役ニ服スヘキ者、其現役中ノ者又ハ其現
役ヲ終リタル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ之ヲ徵集ス但
滿二十一歳以上ノ者ノ徵集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモノトス

第一 滿二十三歳迄ニ師範学校ヲ卒業セサルニ至リタルト

キ

第二 師範学校卒業ノ年ニ入営シタル者其現役ヲ終リタル
日ヨリ六箇月ヲ經過シタル後ニ於テ小学校ノ教職ニ在ラ
サルコトアルトキ

第三 師範学校卒業ノ年ニ入営セサル者卒業ノ日ヨリ二箇
年ヲ經過シタル後ニ於テ小学校ノ教職ニ在ラサルコトア
ルトキ

第四 小学校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有セサルニ至リタルト
キ

一年現役兵ノ現役ヲ終リタル者前項ニ依リ徵集セラレタルト
キハ一箇年現役期間ヲ短縮ス

第五項第二号及至第四号ハ滿二十八歳ヲ過キタル後小学校ノ
教職ヲ退キタル者ニ付テハ之ヲ適用セス

第三章 免役及延期

第二十一条 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ為メ予審若クハ公

判中ノ者犯罪ノ為メ拘禁中ノ者刑ノ執行停止中ノ者又ハ仮出
獄中ノ者ハ徵集ヲ延期ス

第二十三条 一年志願兵トシテ服役スヘキ者ニシテ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ修業年限三箇年以上ノ専門学校又ハ之ト同等以上
ト認ムル学校ニ在校スルモノニ対シテハ本人ノ願ニ由リ其学
校ノ修業年限ニ応シ滿二十七歳迄入営ヲ延期ス

一年志願兵トシテ服役スヘキ者其服役ヲ為ササルトキハ之ヲ
徵集ス但滿二十一歳以上ノ者ノ徵集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモ
ノトス

第二十三条ノ二 滿二十歳ニ至ラサル前ヨリ露國領沿海州、露
國領薩哈噠、支那、香港及澳門以外ノ外国ニ在ル者ニ対シテ
ハ本人ノ願ニ由リ滿三十七歳迄徵集ヲ延期ス

前項ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者延期ノ事由消滅シタルト
キハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集シ滿三十七歳ヲ過キタル
トキハ國民兵役ニ服セシム

第二十三条ノ三 第七条ノ二第二項ニ依リ兵役ニ服スヘキ者又
ハ第十四条第五項若クハ前条第二項ニ依リ徵集セラルヘキ者
ニシテ滿二十七歳迄ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ
服スルトコトヲ得此場合ニ於テハ第十三条ヲ適用ス

前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ニ対シテハ第二十三條第一項ニ
依リ延期ヲ為サス

第二十五条 第三条第二項、第十二条、第十三条第一項第二項
第四項、第十四条第五項但書、第二十三条第二項但書及第二
十三条ノ三第一項ニ掲クル年齢ハ十二月一日ニ於ケル年齢ト

ス

第二十五条ノ二 毎年一月一日ヨリ十一月三十日迄ニ満二十歳

ト為ル者ハ其年一月中ニ、十二月一日ヨリ同月三十一日迄ニ

満二十歳ト為ル者ハ翌年一月中ニ書面ヲ以テ

戸主ニ非サル者ハ戸主ヨリ、戸主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戸主ノ法定代理人ヨリ本籍ノ市町村長ニ届出ツ可シ但現役ヲ終

ヘタル者又ハ現役中ノ者ニ付テハ此限ニ在ラス

第十四条第五項、第二十三条第二項若クハ第二十三条ノ二第

二項ニ該当スル者又ハ第二十三条第一項ニ依ル延期ノ事由止

ミタル者ハ十四日以内ニ書面ヲ以テ本籍ノ市町村長ニ届出ツ

可シ

第二十九条中割註ヲ削リ「禁錮」ヲ「六年未満ノ懲役若クハ禁

錮」ニ改メ同条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第十三条ニ依リ服役スル者ノ現役予備役後備役年期又ハ一年

現役兵ノ現役年期ハ前項ニ依ラス勅令ヲ以テ定ムル日ヨリ起

算ス

第二十九条ノ二 本令中市町村長トアルハ勅令ヲ以テ指定スル

市ニ在リテハ区長、市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市

町村長ニ準スヘキ者トス

第三十条 第二十五条ノ二第一項ノ届出ヲ為ササル者ハ科料ニ

処ス

第三十条ノ二 第二十五条ノ二第二項ノ届出ヲ為ササル者及正

当ノ事故ナクシテ身体ノ検査ヲ受ケサル者ハ百円以下ノ罰金

又ハ三円以上ノ科料ニ処ス

第三十一条中「一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上三十

円以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「三年以下ノ懲役ニ処ス」ニ改ム

附則

本法ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ノ適用ニ付テハ旧刑法旧陸軍刑法又ハ旧海軍刑法ノ重罪ノ

刑ニ処セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ

タル者、其ノ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年未満ノ懲役又ハ

禁錮ノ刑ニ処セラレタル者、其ノ公権ノ剝奪又ハ停止ヲ附加ス

ヘキ重罪ノ為予審又ハ公判中ノ者ハ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ

犯罪ノ為予審又ハ公判中ノ者ト看做ス

本法施行ノ際旧法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ徵集猶予中ノ

者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶予及其ノ事故止ミタル場合ニ於ケル

届出ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際旧法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ徵集猶予中ノ

者又ハ従前ノ規定ニ依リ一年志願兵タルノ資格ヲ有スル者ノ一

年志願兵ノ志願ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

前二項ニ掲クル者ノ外本法施行ノ際徵集猶予ヲ受クルコトヲ得

ル学校ニ在校中ノ者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶予及其ノ事故止ミ

タル場合ニ於ケル届出並一年志願兵ノ志願ニ付テハ仍従前ノ規

定ニ依ル

前二項ノ規定ニ依リ一年志願兵ヲ志願シタル者ハ本法ニ依リ一

年志願兵ヲ志願シタル者ト看做ス

本法施行ノ際師範学校ニ在校中ノ者又ハ従前ノ規定ニ依リ六週

間現役兵タル資格ヲ有スル者ハ仍従前ノ規定ニ依リ之ヲ六週間

陸軍現役ニ服セシム

前項ノ規定ニ依ル六週間陸軍現役ヲ終リタル者又ハ服役中教職ヲ罷メタル者ノ服役ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際一年志願兵若ハ六週間現役兵タル者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者ノ服役ニ関シテハ仍従前ノ規定ニ依ル

六週間陸軍現役中ノ者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者満二十八歳迄ニ教職ヲ罷ムルトキハ八十四日内ニ本籍ノ市町村長ニ届出ツヘシ

前項ノ市町村長ニ付テハ第二十九条ノ二ノ規定ヲ準用ス

第三項、第五項又ハ第十項ノ届出ヲ為ササル者ノ罰第三十条ノ二ニ同シ

従前ノ規定ニ依リ徴集ヲ猶予セラレタル者ヲ徴集スル場合ニ於テハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集ス

本法施行ノ際露国領沿海州、露国領薩哈噠、支那、香港及澳門以外ノ外国ニ在リテ徴集猶予中ノ者ハ第二十三条ノ二第一項ニ掲クル者ト看做シ其ノ者ノ徴集猶予ノ願出ハ同項ノ規定ニ依ル願出ト看做ス

徴兵令中改正法律案理由書

徴集猶予ニ関スル制度ヲ改正シテ兵役義務ノ均等ヲ図リ又六週間現役兵制度ノ本旨ニ鑑ミ其ノ在官期間ヲ延長スル等徴兵令中改正ヲ為スノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

四

徴兵令中改正法律案帝國議會へ提出ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正七年一月七日

内閣総理大臣伯爵 寺内正毅 印

(注記5) 大正六年十二月二十四日 内閣書記官長 (印) 内閣書記官 (下條)

内閣総理大臣 花押 (寺内)

外務大臣花押 (本野) 天藏大臣花押 (勝田) 海軍大臣花押 (加藤) 文部大臣花押 (岡田) 逓信大臣花押 (田)

内務大臣花押 (後藤) 陸軍大臣花押 (大島) 司法大臣花押 (松室) 農商務大臣花押 (仲小路)

別紙陸軍海軍両大臣請議徴兵令中改正法律案ヲ審査スルニ従来

中学校又ハ之ト同(等以上) (程度)ノ学校ニ在学スル者ハ満二

十八歳迄徴集ヲ猶予セラレ卒業後ハ一年志願兵タルコトヲ認め

ラレタリ(旧法第十三条及第二十三条)然ルニ主務省提案第十

三条ニ依レハ之等ノ学校ニ在学スル者ニハ一切入官延期ノ制ヲ

認メス(在学中適齡ト為ル者ハ直ニ普通兵トシテ徴集セラルヘク

一年志願兵タルノ資格ヲ認めサルモノトス、此ノ制度改正ノ為

中学在学者ニシテ普通兵ニ徴集セラルヘキ者ハ其ノ数頗ル多シ

而シテ此ノ如ク中学在学者中ニ多数ノ適齡者ノ生スル重ナル理

由ハ中学入学希望者ノ数ニ比シ中学校ノ数少キノ欠陥アリテ従

テ尋常小学校ヲ卒業シ直ニ中学ニ入学シ得ル者多カラサルニ由

ル、即中学校不足ハ主ナル原因ナリトス、加之此(多)数ノ学生

ヲ修学ノ半途ニ於テ普通兵ニ徴集スルカ如キハ高等普通教育ノ

普及ヲ阻止スルモノニシテ国家ノ不利少シトセス且軍事当局者

カ一年志願兵ニ依リテ多数ノ予後備將校ヲ得ムトスルノ趣旨ニ

モ亦背戾スルノ結果ヲ見ルモノナリ

以上ノ理由ニ因リ主務省提案ノ如キ急劇ノ改正ヲ加ヘムトスルハ甚タ当ヲ得サルモノトス依テ中学校師範学校又ハ之ト同程度ノ学校ニ在学スル者ニシテ一年志願兵ヲ志願シ体格検査ニ合格シタル者ニ限り入営ノミヲ一ケ年延期シ若シ一ケ年内ニ卒業シ入営スルヲ得サルニ至リタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ普通兵ニ徵集スルコトト為スヲ相当トス此ノ如クセハ敢テ徵集ノ猶予ヲ漫ニスルコトナク又以テ教育ノ普及ト兵役義務ノ均等トノ並行ヲ策スヘキナリ依テ修正案ノ通閣議決定帝國議會ニ提出セラレ可然ト認ム但シ第十三条ノ修正ニハ主務省同意セス

法律案

修正案ノ通

中学校生徒ノ年齢別員数

(大正四年四月現在)

年齢別	員数
十三年	一一、五一六
十四年	二一、〇五四
十五年	二五、〇五六
十六年	二三、三三九
十七年	二一、〇二七
十八年	一四、七四一
十九年	七、一〇五
二十年	二、四五二
二十一年	八一四

[下札1]

二十二年 二二七

總計 一二八、三三一

備考

一、二十年乃至二十二年ノモノ三、四八三人

二、二十年八十九年一月ヨリ滿二十年マテノモノトス

三、二十三年、二十四年ニ該ルモノ(加筆・朱書)尚此外ニ少数アリ

[下札2]

[下札3]

參照

●中学校第一学年へ入学志望者及入学者調 (大正五年)

總計	入学志願者	入学者	百中比例
七六、六六〇	三六、九九四	四八	

參照

中学校入学生徒學歷調 (大正五年)

總計	入学生徒數	尋常小学校卒業者及之ニ相當者	高等小学校第一学年修了者及之ニ相當者	高等小学校卒業者及之ニ相當者	其ノ他ノ者
四二、八七八	一七、〇六七	一一、〇八〇	八、五七四	六、一五二	

(大正五年十月調)

朱書

(三)前学年卒業生徒ニ関スル調 (補習科ヲ除ク)

道府県名	校名	卒業生徒數
總計	計	二〇、二九三

参考
(朱書)

●甲種程度実業学校生徒数 (大正五年)

甲種程度	生徒数
工業	七、〇七一
農業	一四、三二九
水産	六六四
商業	二七、七〇七
商船	二、二四五
計	五二、〇一六

備考

(一) 甲種程度実業学校^(加筆、朱書)〔卒業者〕ハ一年志願兵タルノ資格ヲ有ス
 (二) 甲種程度ノ実業学校在学者ノ平均年齢ハ中学校在學生ヨリモ年長者ナリ從テ徴兵適齡者ノ比例中学ヨリモ多シ

修業年限三箇年ノ官公私立専門学校
 卒業者年齢ニ関スル調

校名	人員	年齢		
		最大	最少	平均
盛岡高等農林学校	七六	二六・七	二〇・七	二二・七
鹿児島高等農林学校	五八	三四・五	二〇・一	二二・六
上田蚕糸専門学校	四七	三〇・八	二〇・一〇	二四・六
東京高等蚕糸学校	四〇	二九・三	二〇・四	二三・一
京都高等蚕糸学校	二二	二七・七	二一・七	二三・九
長崎高等商業学校	一四	三三・〇	一九・二	二三・八
山口高等商業学校	一一	二八・一	二〇・〇	二二・一〇
小樽高等商業学校	九	二七・一〇	二〇・一	二三・七
東京高等工業学校	一九	五三・〇	二〇・〇	二三・八

校名	人員	年齢		
		最大	最少	平均
大阪高等工業学校	一六四	三〇・一	二〇・一	二三・五
京都高等工芸学校	七二	二六・七	二〇・三	二三・一
名古屋高等工業学校	九〇	二八・九	二〇・二	二三・七
熊本高等工業学校	八〇	二八・四	二〇・一	二三・九
米沢高等工業学校	六九	二七・一	二〇・一	二三・六
秋田鉱山専門学校	二三	二八・〇	二〇・二	二三・八
東京外国語学校	一一	二四・三	二〇・三	二三・九
合計	一、四二二	三四・五	一九・一	二三・一〇
東京齒科医学専門学校	一一	二八	四一・三	二三・七
日本齒科医学専門学校	一一	二五	三九・一	二二・三
法政大学	八	二六・三	二一・一	二六・四
中央大学	四一	三一・六	二一・一	二七・三
明治大学	九五	二六・五	二〇・三	二三・五
専修大学	二九	二八・六	二二・九	二四・八
早稲田大学	四三	三〇・四	二一・六	二八・〇
早稲田大学	七五	三一・六	二〇・五	二七・一
東洋協會殖民専門学校	五二	二八・一	二〇・三	二三・三
東洋大学	一一	三〇・四	二一・一	二四・九
国学院大学	四一	三七・八	二〇・五	二四・二
明治学院高等部	八	二六・八	二一・一	二三・八
立命館大学	四	三一・四	二四・三	二六・七
真宗大谷大学	四三	三〇・三	二〇・六	二三・五
仏教大学	三〇	二八・〇	二〇・一〇	二三・八
日本武徳会武術専門学校	一〇	三〇・一〇	二二・一	二四・一〇
関西大学	一九	二四・六	二〇・四	二二・四
合計	七六三	四一・三	二〇・三	二五・六

総計	二、一七五	四一・三	一九・一一	二二・三・九
----	-------	------	-------	--------

備考

一、文部省直轄学校ニ係ルモノハ大正六年九月末現在ノ第三学年生徒ノ年齢ニ依リ大正七年三月卒業ノ際ノ年齢ニ推算シタルモノナリ
 一、公私立専門学校ニ係ルモノハ大正五年三月ノ卒業者ニ就キ卒業當時ノ年齢ヲ調査シタルモノナリ

徴兵令中改正法律案

右勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

(朱書) (大正七年) 年 (一) 月 (十九) 日 (一) (貴)

内閣総理大臣

陸軍大臣

海軍大臣

徴兵令中左ノ通改正ス

第七条ノ二 第十二条又ハ第十三条ニ依ル場合ヲ除クノ外志願

ニ由リ兵籍ニ編入セラルル者ノ服役ニ関シテハ勅令ノ定ムル

所ニ依ル

前項ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者満四十歳迄ニ兵籍ヨリ除

カルルニ至リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第八条 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者ハ兵役

ニ服スルコトヲ許サス

第九条第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ杜丁ノ身材芸能職業

ニ從ヒ勅令ノ定ムル各兵及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ徵集順序ヲ定メ之ニ充ツ

第十三条 左ニ掲クル者ニシテ陸軍予備役後備役將校同相当官

タルノ希望ヲ有スル満十七歳以上二十一歳未滿ノモノハ志願

ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ其

現役中ノ食料被服裝具等ノ費用ハ自弁トス但費用ノ一部ヲ官

給スルコトアル可シ

第一 官立学校小学校及選科等 師範学校又ハ中学校ヲ卒業シ

タル者

第二 勅令ノ定ムル所ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上

ト認ムル学校ヲ卒業シタル者

前項ニ掲クル学校ニ在学スル者ニシテ(抹消)二十二歳未滿迄

(抹消) (二)之ヲ(加筆) (二)卒業シ入営スルコトヲ得ルモノ亦前項ニ同シ

前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ハ卒業迄入営ヲ延期ス

第二項ニ掲クル者満二十二歳以上ニ非サレハ卒業シ入営スル

コトヲ得サルニ至リタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵

集ス

第一項又ハ第二項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年

志願兵ト称ス

六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ一年志願兵

タルコトヲ許サス

一年志願兵ノ現役ヲ終リタル者ノ予備役後備役期間ハ勅令ヲ

以テ之ヲ定ム

第十四条 二十歳未滿ニシテ師範学校ヲ卒業シタル者又ハ滿二

十歳以上ニシテ師範学校ニ在校シ満二十三歳迄ニ之ヲ卒業ス
ヘキ者ハ一箇年間陸軍現役ニ服セシム

前項^(抹消)ノ規定ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年現役
兵ト称ス

第一項ノ場合ニ於テ師範学校在校中ノ者ハ卒業迄入営ヲ延期
ス

一年現役兵ノ現役ヲ終リタル者ハ直ニ第一国民兵役ニ服セシ
ム

一年現役兵トシテ現役ニ服スヘキ者、其現役中ノ者又ハ其現
役ヲ終リタル者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ之ヲ徴集ス但
満二^(抹消)〔歳ヲ過キタル〕^(加筆)〔十〕歳以上ノ者ノ徴集ハ抽籤ノ法ニ
依ラサルモノトス

第一 満二十三歳迄ニ師範学校ヲ卒業セサルニ至リタルト

キ

第二 師範学校卒業ノ年ニ入営シタル者其現役ヲ終リタル
日ヨリ六箇月ヲ経過シタル後ニ於テ^(抹消)〔官立又ハ公立ノ〕小
学校ノ教職ニ在ラサルコトアルトキ

第三 師範学校卒業ノ年ニ入営セサル者卒業ノ日ヨリ二箇
年ヲ経過シタル後ニ於テ^(抹消)〔官立又ハ公立ノ〕小学校ノ教職
ニ在ラサルコトアルトキ

第四 小学校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有セサルニ至リタルト
キ

一年現役兵ノ現役ヲ終リタル者前項^(抹消)ノ規定ニ依リ徴集セラ
レタルトキハ一箇年間現役期間ヲ短縮ス

第五項第二号^(抹消)〔^(抹消)□□□□ノ規定〕^(加筆)〔乃至第四号〕ハ満二十八歳
ヲ過キタル後^(抹消)〔官立又ハ公立ノ〕小学校ノ教職ヲ退キタル者ニ
付テハ之ヲ適用セス

第三章 免役及延期

第二十一条 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ為メ予審若クハ公
判中ノ者犯罪ノ為メ拘禁中ノ者刑ノ執行停止中ノ者又ハ仮出
獄中ノ者ハ徴集ヲ延期ス

第二十三条 一年志願兵トシテ服役スヘキ者ニシテ勅令ノ定ム
ル所ニ依リ修業年限^(抹消)〔三年以上〕^(加筆)〔三箇年以上〕ノ専門学校又ハ
之ト同等以上ト認めル学校ニ在校スル^(抹消)〔者〕^(加筆)〔モノ〕ニ対シテハ
本人ノ願ニ由リ^(抹消)〔当該学〕^(加筆)〔其学〕校ノ修業年限ニ応シ満二十七
歳^(抹消)〔ヲ限度トシ入営ヲ延期ス〕迄入営ヲ延期ス

一年志願兵トシテ服役スヘキ者其服役ヲ為ササルトキハ之ヲ
徴集ス但満二十^(抹消)〔歳ヲ過キタル〕^(加筆)〔二〕歳以上ノ者ノ徴集ハ抽籤
ノ法ニ依ラサルモノトス

第二十三条ノ二 満二十歳ニ至ラサル前ヨリ露国領沿海州、露
国領薩哈噠、支那、香港及澳門以外ノ外国ニ在ル者ニ対シテ
ハ本人ノ願ニ由リ満三十七歳迄徴集ヲ延期ス

〔前項ノ規定ニ依リ〕^(抹消)〔前項ニ依リ〕^(加筆)徴集ヲ延期セラレタル者延
期ノ事由消滅シタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集シ
満三十七歳ヲ過キタルトキハ国民兵役ニ服セシム

第二十三条ノ三 第七条ノ二第二項ニ依リ兵役ニ服スヘキ者又
ハ第十四条第五項若クハ前条第二項ニ依リ徴集セラルヘキ者
ニシテ満二十七歳迄ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ

服スルコトヲ得此場合ニ於テハ第十三条ヲ適用ス

前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ニ対シテハ第二十三条第一項ニ依ル延期ヲ為サス

第二十五条 第三条第二項、第十二条、第十三条第一項第二項第四項、第十四条第五項但書、第二十三条第二項但書及第二十三条ノ三第一項ニ掲クル年齢ハ十二月一日ニ於ケル年齢トス

第二十五条ノ二 毎年一月一日ヨリ十一月三十日迄ニ満二十歳ト為ル者ハ其年一月中ニ、十二月一日ヨリ同月三十一日迄ニ満二十歳ト為ル者ハ翌年一月中ニ書面ヲ以テ

戸主ニ非サル者ハ戸主ヨリ、戸主未成年者又ハ禁治産者タルトキハ戸主ノ法定代理人ヨリ本籍ノ市町村長ニ届出ツ可シ但現役ヲ終ヘタル者又ハ現役中ノ者ニ付テハ此限ニ在ラス

第十四条第五項、第二十三条第二項若クハ第二十三条ノ二第二項ニ該当スル者又ハ第二十三条第一項(抹消)但書ノ規定ニ依ル延期ノ事由止ミタル者ハ十四日以内ニ書面ヲ以テ本籍ノ市町村長ニ届出ツ可シ

第二十九条中割註ヲ削リ「禁錮」ヲ「六年未満ノ懲役若クハ禁錮」ニ改メ同条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第十三条(抹消)ノ規定ニ依リ服役スル者ノ現役予備役後備役年期又ハ一年現役兵ノ現役年期ハ(抹消)第一項規定ニヨラ(加筆)前項ニ依ラ(抹消)ス勅令ヲ以テ定ムル日ヨリ起算ス

第二十九条ノ二 本令中市町村長トアルハ勅令ヲ以テ指定スル市ニ在リテハ区長、市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者トス

第三十条 第二十五条ノ二第一項ノ届出ヲ為ササル者ハ科料ニ処ス

第三十条ノ二 第二十五条ノ二第二項ノ届出ヲ為ササル者及正當ノ事故ナクシテ身体ノ検査ヲ受ケサル者ハ百円以下ノ罰金又ハ三円以上ノ科料ニ処ス

第三十一条中「一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上三十円以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「三年以下ノ懲役ニ処ス」ニ改ム第六章ヲ削ル

附則

本法ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ノ適用ニ付テハ旧刑法旧陸軍刑法又ハ旧海軍刑法ノ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者、其ノ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者、其ノ公権ノ剝奪又ハ停止ヲ附加スヘキ重罪ノ為予審又ハ公判中ノ者ハ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ為予審又ハ公判中ノ者ト看做ス

本法施行ノ際旧法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ徵集猶予中ノ者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶予及其ノ事故止ミタル場合ニ於ケル届出ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際旧法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ徵集猶予中ノ者又ハ従前ノ規定ニ依リ一年志願兵タルノ資格ヲ有スル者ノ一年志願兵ノ志願ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

前二項ニ掲クル者ノ外本法施行ノ際徵集猶予ヲ受クルコトヲ得ル学校ニ在校中ノ者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶予及其ノ事故止ミ

タル場合ニ於ケル届出並一年志願兵ノ志願ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

前二項ノ規定ニ依リ一年志願兵ヲ志願シタル者ハ本法ニ依リ一年志願兵ヲ志願シタル者ト看做ス

本法施行ノ際師範学校ニ在校中ノ者又ハ従前ノ規定ニ依リ六週間現役兵タル資格ヲ有スル者ハ仍従前ノ規定ニ依リ之ヲ六週間陸軍現役ニ服セシム

前項ノ規定ニ依ル六週間陸軍現役ヲ終リタル者又ハ其ノ服役中教職ヲ罷メタル者ノ服役ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際一年志願兵若ハ六週間現役兵タル者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者ノ服役ニ関シテハ仍従前ノ規定ニ依ル

六週間陸軍現役中ノ者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者満二十八歳迄ニ教職ヲ罷ムルトキハ十四日内ニ本籍ノ市町村長ニ届出ツヘシ

前項ノ市町村長ニ付テハ第二十九条ノ二ノ規定ヲ準用ス

第三項、第五項又ハ第十項ノ届出ヲ為ササル者ノ罰第三十条ノ二ニ同シ

従前ノ規定ニ依リ徴集ヲ猶予セラレタル者ヲ徴集スル場合ニ於テハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集ス

本法施行ノ際露国領沿海州、露国領薩哈哇、支那、香港及澳門以外ノ外国ニ在リテ徴集猶予中ノ者ハ第二十三条ノ二第一項ニ掲グル者ト看做シ其ノ者ノ徴集猶予ノ願出ハ同項ノ規定ニ依リ願出ト看做ス

徴兵令中改正法律案理由書

徴集猶予ニ関スル制度ヲ改正シテ兵役義務ノ均等ヲ図リ又六週間現役兵制度ノ本旨ニ鑑ミ其ノ在營期間ヲ延長スル等徴兵令中改正ヲ為スノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

〔加筆〕〔加筆・朱書〕
〔〇〕〔参照〕

●徴兵令

明治二十二年一月二十二日

法律第一号総、陸、海、大臣副署

改正 一二年第二九号、二六年第四号、二八年第一五号、

三七年勅令第二一二号、三九年法律第四三号

朕徴兵令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

徴兵令

第一章 総則

第一条 日本帝国臣民ニシテ満十七歳ヨリ満四十歳迄ノ男子ハ

総テ兵役ニ服スルノ義務アルモノトス

第二条 兵役ハ分テ常備兵役後備兵役補充兵役及国民兵役トス

第三条 常備兵役ハ分テ現役及予備役トス

現役ハ陸軍ハ三箇年海軍ハ四箇年ニシテ満二十歳ニ至リタル者之ニ服シ予備役ハ陸軍ハ四箇年四箇月海軍ハ三箇年ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服ス

第四条 後備兵役ハ陸軍ハ十箇年海軍ハ五箇年ニシテ常備兵役

ヲ終リタル者之ニ服ス

第五条 補充兵役ハ陸軍ニ在リテハ十二箇年四箇月海軍ニ在リ

テハ一箇年ニシテ其ノ年所要ノ現役兵員ニ超過スル者ノ中所

要ノ人員之ニ服ス

第六条 国民兵役ハ分テ第一国民兵役第二国民兵役トス

第一国民兵役ハ陸軍ニ在リテハ後備兵役又ハ召集セラレタル

補充兵ニシテ其ノ役ヲ終リタル者海軍ニ在リテハ後備兵役ヲ

終リタル者之ニ服シ第二国民兵役ハ常備兵役後備兵役補充兵

役及第一国民兵役ニ在ラサル者之ニ服ス

第七条 各兵役ノ期限既ニ満ルト雖モ戦時或ハ事変ニ際スルト

キ若クハ臨時ニ演習或ハ觀兵ノ拳アルトキ若クハ航海中或ハ

外国駐劄中ハ其期ヲ延スコトアル可シ

第八条 重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サ

ス

第二章 服役

第九条 陸軍現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ壯丁ノ身

材芸能職業ニ従ヒ歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工及雜卒ニ區別

シ抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

海軍現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ沿海地方及島嶼

ノ壯丁ヲ調査シ海軍ニ適スル職業ニ従ヒ水兵【火夫】職工及雜

卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ當籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ但【海軍

志願兵徵募規則】ニ依リ服役スル者ハ本令ノ限ニ在ラス

警備隊ヲ置キタル島嶼ノ壯丁近衛師團ニ編入スル者ヲ除クハ総テ之ヲ警備隊

ニ充テ其地ニ於テ服役セシム但在營期限ハ一箇年以内トス

第十条 雜卒ノ現役期限ハ其職務ニ因リ之ヲ短縮スルコトアル

可シ但常備兵役ノ全期ハ之ヲ減スルコトナシ

第十一条 抽籤番号ノ順序ニ由リ其年ノ補充兵役所要員ニ超過

スル者ハ国民兵役ニ服セシム

第十二条 二十歳ニ至ラスト雖モ滿十七歳以上ノ者ハ志願ニ由

リ現役ニ服スルコトヲ得

第十三条 滿十七歳以上滿二十八歳以下ニシテ官立学校小学科及撰科

等ノ別科ヲ除ク府県立師範学校中学校若クハ文部大臣ニ於テ中学校

ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校若クハ文部大臣ノ認可

ヲ經タル學則ニ依リ法律学政治学理財学ヲ教授スル私立学校

ノ卒業證書ヲ所持シ若クハ陸軍試験委員ノ試験ニ及第シ服役

中食料被服裝具等ノ費用ヲ自弁シ予備後備將校タル冀望ヲ有

スル者ハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得但費

用ノ全額ヲ自弁シ能ハサルノ証アル者ニハ其幾部ヲ官給スル

コトアル可シ

一年志願兵ノ予備役後備役年期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

滿十七歳以上滿二十八歳以下ニシテ官立府県立師範学校ノ卒

業證書ヲ所持シ官立公立小学校ノ教職ニ在ル者ハ六週間陸軍

現役ニ服セシム其服役ニ関スル費用ハ官給トス

前項ノ現役ヲ終リタル者ハ直チニ国民兵役ニ服セシム

第三項又ハ第四項ニ依リ服役中ノ者ニシテ滿二十八歳迄ニ其

教職ヲ罷ムル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ更ニ二箇年間陸軍現

役及常例ノ予備役後備役ニ服セシム但第一項ニ依リ一年志願

兵ヲ志願スル者ハ此限ニ在ラス

第十四条 禁錮ノ刑ニ処セラレ若クハ賭博犯ニ由リ懲罰ニ処セ

ラレタル者ハ一年志願兵タルコトヲ許サス

第十五条 現役中殊ニ勤務ニ熟シ品行方正ナル者ハ帰休ヲ命ス

ルコトアル可シ

第十六条 予備兵後備兵ハ戦時若クハ事変ニ際シ之ヲ召集ス平常ニ在テハ毎年一度六十日以内勤務演習ノ為メ之ヲ召集シ又毎年一度簡閲点呼ヲ為ス

第十七条 陸軍補充兵及海軍補充兵ハ現役兵ノ補欠ニ充テ又戦時若クハ事変ニ際シ之ヲ召集ス但陸軍補充兵ヲ以テ現役兵ノ補欠ニ充ツルハ其服役ノ初年ニ限ル

陸軍補充兵ハ平常ニ在テ百五十日以内教育ノ為メ之ヲ召集ス其他勤務演習及簡閲点呼ヲ為スコト予備兵ニ同シ

第十八条 国民兵ハ戦時若クハ事変ニ際シ後備兵ヲ召集シ仍ホ兵員ヲ要スルトキニ限り之ヲ召集ス

第三章 免役延期及猶予

第十九条 兵役ヲ免スルハ廢疾又ハ不具等ニシテ徴兵検査規則ニ照シ兵役ニ堪ヘサル者ニ限ル

第二十条 左ニ掲クル者ハ徴集ヲ延期ス次年ニ於テ仍ホ徴集ニ適セサル者ハ国民兵役ニ服セシム

第一 骨格完全且強壯ナルモ身幹未タ定尺ニ滿タサル者

第二 疾病中又ハ病後ニシテ勞役ニ堪ヘサル者

第二十一条 公権ノ剝奪若クハ停止ヲ附加ス可キ重軽罪ノ為メ訊問若クハ拘留中ノ者ハ徴集ヲ延期ス

第二十二条 徴集ニ応スルトキハ其家族自活シ能ハサルノ確証アル者ハ本人ノ願ニ由リ徴集ヲ延期ス其事故三箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ国民兵役ニ服セシム但分家又ハ絶家廢家再興ノ故ヲ以テ本条ニ当ル者其他自活シ能ハサル事故ヲ作為

シタル者ハ其願ヲ許可セス

第二十三条 第十三条第一項ニ掲クル学校ニ在校ノ者ハ本人ノ願ニ由リ滿二十八歳迄徴集ヲ猶予ス其事故滿二十八歳迄ニ止ミ又ハ二十八歳ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集ス但第十三条第一項ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル者及第十三条第三項ニ依リ服役スル者ハ此限ニ在ラス

【韓国】露国領沿海州、露国領薩哈噠、清国、香港、澳門以外ノ外国ニ在ル者ハ本人ノ願ニ由リ徴集ヲ猶予ス滿三十二歳迄ニ帰朝スル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集シ三十二歳ヲ過クル者ハ国民兵役ニ服セシム但第十三条第一項ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル者ハ此限ニ在ラス

第二十四条 余人ヲ以テ代フ可カラサル職務ヲ奉スル官吏及市町村長、助役及収入役ハ予備兵後備兵ニ在ルト陸軍補充兵ニ在ルトヲ問ハス勤務演習簡閲点呼ノ為メ召集スルコトナシ法律ヲ以テ設立シタル議會ノ議員其開會中亦同シ

第四章 雜則

第二十五条 毎年一月一日ヨリ十一月三十日迄ニ滿二十歳ト為ル者ハ其年一月中ニ、十二月一日ヨリ同月三十一日迄ニ滿二十歳ト為ル者ハ翌年一月中ニ又第二十三条第一項ニ当ル者ニシテ二十八歳迄ニ事故止ミ同条第二項ニ当ル者ニシテ三十二歳迄ニ帰朝シタル者ハ十四日以内ニ書面ヲ以テ^{戸主ニ非サル者ハ其戸主ヨリ}本籍ノ市町村長ニ届出可シ但二十歳未滿ニシテ現役ヲ終ヘタル者又ハ現役中ノ者ハ本条ノ届出ヲ為スニ及ハス

第二十六条 徴集ハ本籍所在ノ徵募区ニ於テスルモノトス

第二十七条 疾病又ハ犯罪等ノ為メ期限ニ際シ入営シ難キ者ハ翌年之ヲ徴集ス

第二十八条 兵役ヲ免レンカ為メ身体ヲ毀傷シ疾病ヲ作為シ其他詐偽ノ所為ヲ用ヒ又ハ逃亡若クハ潜匿シタル者又ハ正当ノ事故ナク身体ノ検査ヲ受ケサル者ハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徴集ス

第二十九条 服役年期ノ計算ハ現役予備役補充役及海軍後備役ニ在テハ各其役ニ就ク年ノ十二月一日第十三条第三項ニ依リ服役別ニ勅令ヲ以テ規定スル月日ヨリ起算スヨリ陸軍後備役ニ在テハ其役ニ就ク年ノ四月一日ヨリ起算ス但第七条ニ依リ延期シタルモノト雖モ服役年期ノ計算ハ延期セサル者ニ同シ

現役中禁錮ノ刑ニ処セラレ又ハ逃亡シタル者其刑期中及逃亡中ノ日数ハ現役年期ニ算入セス其予備役年期ハ現役ヲ終ル年ヨリ起算シ陸軍ニ在テハ第六年目ノ三月三十一日迄海軍ニ在テハ第五年目ノ十一月三十日迄トス但第十条ニ依リ現役年期ヲ短縮シタルモノハ其現役ヲ短縮シタル場合ニ於ケル予備役年期ニ応シ本項ニ準シテ計算ス

予備役後備役及補充役中犯罪ノ為メ又ハ正当ノ事由ナクシテ召集ヲ欠キタル者其召集ヲ欠キタル年ハ服役年期ニ算セス

第五章 罰則

第三十条 第二十五条ノ届出ヲ為ササル者及正当ノ事故ナク身体ノ検査ヲ受ケサル者ハ三十円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

第三十一条 兵役ヲ免レンカ為メ逃亡シ又ハ潜匿シ若クハ身体ヲ毀傷シ疾病ヲ作為シ其他詐偽ノ所為ヲ用ヒタル者ハ一月以

上一年以下ノ【重禁錮】ニ処シ【三十円以上三十円以下ノ罰金ヲ附加】ス

第六章 附則

第三十二条 本令ハ明治二十二年一月ヨリ施行ス但第二十五条ノ届出期限ハ明治二十二年ニ限り三月一日ヨリ同月十五日迄トス

第三十三条 本令ハ北海道ニ於テ函館江差福山ノ外及沖縄県並東京府管下小笠原島ニハ漸ヲ以テ施行ス其時期区域及特ニ徴集ヲ免除シ若クハ猶予ス可キモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四条 本令中市町村長トアルハ市制町村制ヲ実施スル迄ノ間戸長ノコトトス

第三十五条 現今陸軍予備役ニ在ル者ノ服役年期ハ第三条ニ依ル其後備役ニ在ル者ハ常備役年期ヲ通シテ十二箇年四箇月トス

第三十六条 旧令第十七条ニ依リ徴集猶予ニ属シタル者ハ徴集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ国民兵役ニ服セシム

第三十七条 旧令第十八条第二項ニ依リ徴集猶予ニ属シタル者ハ徴集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ国民兵役ニ服セシム

第三十八条 旧令第十八条第七項及第二十一条ニ依リ徴集猶予ニ属シタル者ハ徴集ヲ延期シ其事故七箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ国民兵役ニ服セシム

第三十九条 旧令第十八条第三項ノ生徒ニシテ第一予備徴員ト

為り仍ホ在校ノ者ハ該徵員タルコトヲ止メ滿二十七歳迄徵集ヲ猶予シ其事故二十七歳ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ国民兵役ニ服セシム

第四十条 第三十六条第三十七条第三十八条及第三十九条ニ掲クル者其事故各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ抽籤ノ法ニ依リ徵集ス但一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得

第四十一条 旧令第十八条第三項若クハ第十九条ニ依リ徵集猶予ニ屬シ在校ノ者ハ其事故八箇年以内ニ止ミタルトキ又ハ八箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサルトキハ抽籤ノ法ニ依リ徵集ス但一年志願兵ヲ志願スルコトヲ得

第四十二条 旧令第三十条ニ依リ補充員ト為リタル者ハ之ヲ予備徵員ト為シ一箇年間明治二十一年十二月一日ヨリ起算スニ徵集セサル者ハ国民兵役ニ服セシム

第四十三条 旧令第三十一条ニ依リ第一予備徵員ト為リ在校セサル者及旧令第三十二条ニ依リ第二予備徵員ト為リタル者ハ直ニ国民兵役ニ服セシム補充員ヨリ第一予備徵員ト為リタル者亦同シ

第四十四条 明治十二年第四十六号布告徵兵令ニ依リ国民軍ノ外免役又ハ平時免役若クハ徵集猶予ニ屬シタル者ハ直ニ国民兵役ニ服セシム

第四十五条 旧令第八条ニ依リ海軍兵ト為リタル者ノ服役期限ハ同令第三条及第四条ニ依ル

第四十六条 第三十六条第三十七条第三十八条ニ掲クル徵集延期ノ者及第三十九条第四十一条ニ掲クル徵集猶予ノ者其事故

各其本条ノ期限内ニ止ミタルトキハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

第十三条第三項又ハ第四項ニ依リ服役中ノ者ニシテ滿二十八歳迄ニ其教職ヲ罷ムル者ハ三日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出可シ

第一項及第二項ノ届出ヲ為ササル者及本令施行前旧令第三十五条第三十六条ノ届出ヲ為サスシテ本令施行後ニ於テ発覺スル者ハ本令第三十条ニ依リ処分ス可シ

附 則 (三十七年勅令第二百十二号附則)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際ニ於クル第一補充兵及第二補充兵ハ前後ノ服役ヲ通算シテ十二箇年四箇月ニ滿ソル迄補充兵役ニ服セシム

本令施行ノ際第一国民兵役ニ在ル陸軍出身者ニシテ服役尚五箇年ニ滿タサル者ハ五箇年ニ滿ソル迄後備兵役ヲ終リタル者ニ在リテハ後備兵役ニ、第一補充兵役ヲ終リタル者ニ在リテハ補充兵役ニ服セシム

(明治三十七年十二月帝国議會承諾)

● 徵兵事務条例

明治二十九年三月三十一日

勅令第一百十二号海、陸、内、大臣副署

改正 三十二年第一一三号、三十五年第三四号、三十六年第六四号、三十七年第四七号、三十九年第一五二号、四〇年第二五四

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ徴兵事務条例ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一章 徴兵区

第一条 徴兵区ハ師管及聯隊区又ハ警備隊区ノ区域ニ從フ

第二条 聯隊区及警備隊区ハ更ニ之ヲ徵募区ニ分ツ

第三条 徴募区ハ一郡一市又ハ一島庁ノ管轄区域ヲ以テ一區ト為ス但シ北海道ニ在リテハ支庁ノ管轄区域又ハ區、沖繩県ノ區ニ在リテハ區ヲ以テ一區ト為シ一市ニシテニ聯隊区ニ分屬スルモノハ各別ニ一區ト為ス

東京市、京都市、大阪市ニ於テハ更ニ徵募区ヲ検査区ニ分チ區ヲ以テ検査区ト為ス

第四条 歩兵隊ノ兵員ハ聯隊毎ニ其ノ師管ノ一聯隊区ヨリ、其ノ他ノ兵員ハ其ノ師管各聯隊区ヨリ之ヲ徵集ス但シ要員配賦上ノ必要ニ依リ他ノ聯隊区又ハ他ノ師管ヨリ之ヲ徵集スルコトヲ得

徴兵区ヲ有セサル部隊ノ兵員ハ各師管又ハ数師管ヨリ之ヲ徵集ス

警備隊ノ兵員ハ其ノ警備隊区ヨリ之ヲ徵集ス

海軍兵員ハ各師管内沿海及島嶼ヲ包括スル聯隊区及沖繩警備隊区ヨリ之ヲ徵集ス

第二章 徴兵官

第五条 徴兵官ハ総理徴兵官、師管徴兵官、聯隊区徴兵官、警備隊区徴兵官及聯隊区聯合徴兵署徴兵官トス

第六条 総理徴兵官ハ内務大臣及陸軍大臣ヲ以テ之ニ充テ全国徴兵ノ事ヲ統轄ス

第七条 師管徴兵官ハ師管内府県毎ニ師団長及府県知事ヲ以テ之ニ充テ師団長ヲ首坐トシ其ノ管内府県徴兵ノ事ヲ統轄ス

北海道ニ於テハ師団長及北海道庁長官ヲ以テ師管徴兵官ニ充テ師団長ヲ首坐トシ其ノ管内徴兵ノ事ヲ統轄ス

第八条 聯隊区徴兵官ハ聯隊区内徴募区毎ニ聯隊区司令官及島司郡市長ヲ以テ之ニ充テ警備隊区徴兵官ハ警備隊司令官及島司郡長ヲ以テ之ニ充テ聯隊区司令官ハ警備隊司令官ヲ首坐トシ其ノ区内徴募事務ヲ執行ス

東京市、京都市、大阪市ニ於テハ検査区毎ニ聯隊区司令官及區長ヲ以テ聯隊区徴兵官ニ充テ聯隊区司令官ヲ首坐トシ抽籤事務ヲ除クノ外其ノ区内徴募事務ヲ執行ス

第九条 聯隊区聯合徴兵署徴兵官ハ東京市、京都市、大阪市ニ於テ徴募区毎ニ聯隊区司令官、市長及各區長ヲ以テ之ニ充テ聯隊区司令官ヲ首坐トシ其ノ区内抽籤事務ヲ執行ス

第十条 前二条ノ徴兵官事故アルトキハ聯隊区司令官及警備隊司令官ニ在リテハ師団長ニ於テ其ノ部下ノ佐官又ハ尉官ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシメ島司及郡市区長ニ在リテハ各其ノ職務ヲ代理スル者徴兵官ノ職務ヲ行フ

第十一条第十二条 (削除)

第十三条 毎年徴募事務執行中ハ師管徴兵医官及聯隊区徴兵医官聯隊区徴兵副医官又ハ警備隊区徴兵医官警備隊区徴兵副医官ヲ置ク但シ警備隊区徴兵副医官ハ時宜ニ依リ之ヲ置カサル

コトヲ得

師管徴兵医官ハ師団長ニ属シ師管内徴兵身体検査ニ係ル事ヲ管掌シ聯隊区徴兵医官ハ聯隊区司令官ニ警備隊区徴兵医官ハ警備隊司令官ニ属シ其ノ区内徴兵身体検査ニ係ル事ヲ管掌シ聯隊区徴兵副医官ハ聯隊区徴兵医官ヲ警備隊区徴兵副医官ハ警備隊区徴兵医官ヲ補佐ス

第十四条 師管徴兵医官ハ師団軍医部長ヲ以テ之ニ充テ聯隊区徴兵医官及警備隊区徴兵医官ハ陸軍一等軍医一名聯隊区徴兵副医官及警備隊区徴兵副医官ハ陸軍二三等軍医ノ内一名ヲ以テ之ニ充ツ

第十五条 毎年徴募事務執行中ハ聯隊区徴兵署、警備隊区徴兵署及聯隊区聯合徴兵署ニ事務員ヲ置キ該徴兵署ノ庶務ニ従事セシム

第十六条 聯隊区徴兵署事務員又ハ警備隊区徴兵署事務員ハ聯隊区書記又ハ警備隊書記一名若ハ二名及看護長一名並島庁郡市書記（東京市、京都市、大阪市ノ区ニ在テハ区書記）二名乃至四名ヲ以テ之ニ充ツ

聯隊区聯合徴兵署事務員ハ聯隊区書記一名若ハ二名市書記二名及各區書記二名乃至四名ヲ以テ之ニ充ツ

第十七条 師管徴兵官タル師団長、師管徴兵医官タル師団軍医部長遠隔ノ地ニ在ル為其ノ職務ヲ行ヒ難キ場合ニ於テハ必要ニ応シ陸軍大臣他ノ師団長又ハ師団軍医部長ヲ指定シテ其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第三章 配賦

第十八条 毎年徴集スヘキ現行兵及補充兵ノ員数ハ上裁ヲ経テ

陸軍大臣之ヲ各師管ニ配賦ス

第十九条 師団長ハ第十八条ニ依リ現役兵及補充兵ノ要員ヲ各聯隊区又ハ警備隊区ニ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ハ之ヲ各徴募区ニ配賦ス

第二十条 現役兵及補充兵ノ配賦ハ壯丁ノ総数ヲ基準トシテ之ヲ定ム

第四章 徴募

第二十一条 町村長ハ毎年戸籍簿ニ拠リ前年十二月一日ヨリ其ノ年十一月三十日迄ノ徴兵適齡者ヲ取調ヘ徴兵令第二十五条ノ届書ニ照較シ壯丁名簿ヲ作り二月十五日迄ニ島司又ハ郡長ニ差出シ島司郡長ハ点檢ノ後之ヲ一徴募区ニ取纏メ前年仮決ノ諸名簿ト共ニ聯隊区徴兵署又ハ警備隊区徴兵署ニ提出スヘシ

市長（東京市、京都市、大阪市ノ区ニ在テハ区長）ハ前項ノ例ニ依リ壯丁名簿ヲ作り前年仮決ノ諸名簿ト共ニ之ヲ聯隊区徴兵署ニ提出スヘシ

第二十一条ノ二 仮決処分ヲ受ケタル者ニシテ引続キ七箇年間所在不明ナルトキハ其ノ所在分明トナルトキ徴集ニ関スル手續ヲ為スヘシ

第二十二条 毎年徴募事務執行ノトキハ各徴募区及検査区ニ聯隊区徴兵署又ハ警備隊区徴兵署ヲ設ク但シ地方ノ状況ニ依リ二箇所以上ノ地ニ逐次開設シ又ハ一徴募区若ハ一検査区ノ徴兵署ヲ他ノ徴募区若ハ検査区内ニ設クルコトヲ得

東京市、京都市、大阪市ニ於テハ抽籤執行ノ為メ別ニ徴募区ニ聯隊区聯合徴兵署ヲ設ク

第二十三条 聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ハ島司郡市長ニ協

議シ徵兵署開設ノ日割ヲ定メ聯隊区司令官警備隊司令官ハ師

團長ニ島司郡市長ハ北海道庁長官府県知事ニ申報スヘシ但シ

前条第一項但書ノ場合ニ於テハ予メ聯隊区司令官又ハ警備隊

司令官ヨリ師管徵兵官ノ認可ヲ受クヘシ

島司郡市長ハ検査抽籤ノ日時及徵兵署設置ノ場所ヲ予メ其ノ

管内ニ告示スヘシ

第二十四条 兵役ノ適否ヲ定ムル為メ聯隊区徵兵署又ハ警備隊

区徵兵署ニ於テ壯丁ノ身体検査ヲ行フ其ノ検査ハ徵兵官ノ面

前ニ於テスルモノトス

町村長ハ前項ノ検査ニ列席シ徵兵官ノ諮詢ニ応スヘシ

第二十五条 聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ハ壯丁ノ身体検査

ノ事ヲ監督シ兵種ノ選定ニ任ス

第二十六条 島司郡市長東京市、京都市、大阪
市ノ区ニ在テハ区長ハ徵集延期及徵集猶

予ニ関スル書類ノ調査及事実ノ審覈ニ任ス

第二十七条 壯丁ノ身体検査終ルトキハ聯隊区徵兵官又ハ警備

隊区徵兵官ハ徵集延期、徵集猶予、徵集免除及兵役免除ノ処

分ヲ為シ又壯丁名簿ヲ以テ徵集名簿、徵集延期名簿、徵集猶

予名簿、徵集免除名簿及兵役免除名簿ヲ作ルヘシ但シ徵兵令

第十二条ニ依ル陸軍現役兵志願者ヲ採用シタルトキハ其ノ名

簿ヲ徵集名簿ニ添附スヘシ

第二十八条 身体検査ニ合格シタル壯丁ハ徵集順序ヲ定ムル為

メ徵募区毎ニ体格ノ等位及兵種ヲ分チ聯隊区徵兵署又ハ警備

隊区徵兵署ニ於テ抽籤ヲ行フ但東京市、京都市、大阪市ニ於

テハ聯隊区聯合徵兵署ニ於テ之ヲ行フ

抽籤ハ徵兵官及町村長列席ノ上抽籤総代人ノヲ為スモノトス

抽籤総代人ハ徵兵官其ノ年ノ壯丁ニ就キ市町村長東京市、京都
市、大阪市ニ

在リテハ区ヲシテ之ヲ選定セシム其ノ人員ハ適宜トス

第二十九条 前条ノ徵兵官ハ総代人ノ抽キタル籤番号ノ順序ニ

依リ抽籤名簿ニ通ヲ作ルヘシ

第三十条 抽籤終ルトキハ抽籤名簿及徵集名簿ハ聯隊区司令官

又ハ警備隊司令官之ヲ領シ抽籤名簿、徵集延期名簿、徵集猶

予名簿、徵集免除名簿及兵役免除名簿ハ島司郡市長之ヲ領シ

島庁、郡市役所ニ備置クヘシ但東京市、京都市、大阪市ニ於

テハ抽籤名簿ヲ除クノ外ハ区長之ヲ領シ区役所ニ備置クヘシ

第三十一条 各徵募区ノ抽籤終ルトキハ聯隊区司令官又ハ警備

隊司令官ハ第十九条ノ配賦基キ現役兵徵募及補充兵編入ノ処

分ヲ為シ又徵集名簿ヲ以テ現役兵名簿、補充兵名簿及要員超

過名簿ヲ作ルヘシ

第三十二条 聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ハ現役兵名簿ヲ各

聯隊長聯隊ヲ為ササル隊
ニ在テハ其ノ隊長及鎮守府兵事官ニ交付シ且現役兵ニ徵

募スヘキ者及補充兵ニ編入スヘキ者ノ順序ヲ島司郡市長ニ通

知スヘシ

抽籤名簿及補充兵名簿ハ之ヲ聯隊区司令部又ハ警備隊司令部

ニ備置キ要員超過名簿ハ島司郡市長ニ交付シ島庁郡市役所ニ

備置クヘシ

第三十三条 第二十七条ノ処分ヲ為シタル者ニハ聯隊区徵兵官

又ハ警備隊区徵兵官第三十一条ノ処分ヲ為シタル者ニハ聯隊

区司令官又ハ警備隊司令官各其ノ証書ヲ附与ス但徴集免除ノ者並ニ要員ニ超過シタル者ニハ証書ヲ付与セズ

第三十四条 徴募事務終ルトキハ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ハ徴兵事務報告書及徴兵表ヲ作り十一月十日迄ニ師団長ニ差出シ師団長ハ師管徴兵事務報告書及徴兵表ヲ作り十一月三十日迄ニ陸軍大臣ニ差出シ陸軍大臣ハ全国徴兵表ヲ作り奏上スヘシ

第五章 裁決

第三十五条 裁決ハ分テ仮決及終決ノ二種トス

第三十六条 仮決ハ徴集延期及徴集猶予ノ事ヲ裁決シ終決ハ現役兵徴募、補充兵編入、要員超過、徴集免除及兵役免除ノ事ヲ裁決ス

第三十七条 徴集延期、徴集猶予、徴集免除及兵役免除ノ裁決ハ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官之ヲ為ス

第三十八条 壮丁若クハ其ノ家族ニ於テ徴兵令第二十二條ニ関スル聯隊区徴兵官又ハ警備隊区徴兵官ノ裁決ニ不服アルトキハ師管徴兵官ニ師管徴兵官ノ裁決ニ不服アルトキハ総理徴兵官ニ訴願スルコトヲ得但訴願ノ為ニ裁決ノ執行ヲ停止セズ

本条ノ訴願ハ裁決書ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ為スヘシ其ノ期日ヲ過クルモノハ受理セズ

第三十九条 徴兵官ノ裁決ニ対シ訴願ヲ為サントスル者ハ其ノ訴願書ニ同徴募区内其ノ年徴集ニ応スヘキ壮丁ノ戸主三名ノ保証書ヲ添ヘ其ノ裁決ヲ為シタル徴兵官ヲ經由シテ差出スヘシ

徴兵官前項ノ訴願書ヲ受領シタルトキハ之ニ前裁決ニ関スル書類ヲ添ヘ上級ノ徴兵官ニ差出スヘシ

第四十条 総理徴兵官又ハ師管徴兵官ハ下級徴兵官ノ処分違法又ハ不当ナリト認ムルトキハ之ヲ取消シ更ニ処分ヲ命スヘシ但シ師管徴兵官ハ総理徴兵官ノ認可ヲ受クヘシ

第四十一条 徴兵官ノ裁決ニ対シテハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ許サス

第六章 現役兵及補充兵

第四十二条 現役兵入営期日ハ毎年十二月一日トス但疾病犯罪其ノ他ノ事故ニ由リ十二月一日ニ入営シ難キ者ハ同月三十一日迄ニ入営セシム

警備隊兵ノ入営ハ二期ニ分チ其ノ第一期ハ徴募年ノ十二月一日、第二期ハ翌年六月一日トシ輜重輸卒ノ入営ハ四期ニ分チ其ノ第一期ハ徴募年ノ十二月一日、第二期ハ翌年三月一日、第三期ハ同年六月一日、第四期ハ同年九月一日トス

第七師管、第八師管、第九師管及第十三師管ニ於ケル輜重輸卒ノ入営ハ三期ニ分チ其ノ第一期ハ徴募年ノ翌年三月一日、第二期ハ同年六月一日、第三期ハ同年九月一日トス

戦時若ハ事変ノ際其ノ他必要ノ場合ニ在テハ前諸項ノ入営期日ヲ変更スルコトヲ得

第四十三条 (削除)

第四十四条 現役兵入営ニ際シ父母ノ疾病危篤或ハ死亡ノ為メ入営ノ延期ヲ願フ者アルトキハ聯隊区司令官又ハ警備隊司令

官ニ於テ二十日以内ノ延期ヲ許スヘシ

其ノ延期ヲ願フ者ハ願書ニ市町村長ノ奥書証印ヲ受ケ其ノ父母疾病危篤ノ者ハ医師ノ診断証書ヲ添ヘ差出スヘシ

第四十五条 現役兵入営前ハ第四条ノ区域外ニ転籍戸籍上本人ノ出入モ含有ス同シスルモ所屬ノ隊籍ヲ変更セス

徵兵令第二十七条ニ当リ翌年回ト為リタル者ハ身体検査ヲ行ヒ更ニ隊籍ヲ定ムルモノトス但第四条ノ区域外ニ転籍シタル者ノ地ニ於テ身体検査ヲ行ヒ隊籍ヲ定ム

第四十六条 現役兵入営前若ハ入営後ニ於テ死亡、疾病、犯罪其ノ他ノ事故ニ依リ又ハ第四十二条第一項但書ノ期日ヲ過クルモ入営シ難キ者アルニ依リ闕員ヲ生シタルトキハ徵募年ノ翌年一月三十一日迄ニ其ノ徵募区同兵種ノ補充兵ヲ以テ徵集順序ニ從ヒ補充ス但シ警備隊兵及輜重輸卒ニ在リテハ入営スヘキ月ノ十日迄ニ次期入営スヘキ者ヲ繰リ上ケ入営セシメ其ノ最終期ニ於テハ前期ニ繰リ上ケタル闕員ト其ノ期ノ闕員トヲ補充ス又看護卒ニ在リテハ入営スヘキ月ノ十日迄ニ補充スルモノトス

徵兵令第十二条ニ依リ陸軍現役兵ニ採用シタル者闕員ト為リタル場合ノ補充ハ之ヲ採用シタル聯隊区又ハ警備隊区内ニ於ケル同兵種ノ補充兵ヲ以テ徵集順序ニ從ヒ補充ス

第一項ノ場合ニ於テ其ノ徵募区ヨリ補充スルコト能ハサルトキハ聯隊区又ハ警備隊区内他ノ徵募区ヨリ、第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テ其ノ聯隊区又ハ警備隊区ヨリ補充スルコト能ハサルトキハ師管内他ノ聯隊区又ハ警備隊区ヨリ、其ノ師管

ヨリ補充スルコト能ハサルトキハ他ノ師管ヨリ之ヲ補充スルコトヲ得其ノ補充ハ總テ徵集順序ニ依ルモノトス

第二項ニ依ル補充員ノ配賦ハ各徵募区、各聯隊区又ハ警備隊区、各師管同兵種補充兵ノ總數ヲ率トシ比例ヲ以テ之ヲ定ム臨時ニ多數ノ闕員ヲ生シタル場合ニ於テハ第一項ノ期日ニ拘ラス前諸項ノ例ニ依リ各年次ニ於ケル現役兵ノ闕員ヲ補充スルコトヲ得

第四十七条 現役兵入営前廢疾又ハ不具ト為リ永久兵役ニ堪ヘ難キ者アルトキハ聯隊区司令官又は警備隊司令官ニ於テ兵役ヲ免ス但徵兵令第二十七条ニ当リ翌年回ト為リタル者其ノ年徵募事務終結前ハ此ノ限ニ在ラス

第四十八条 現役兵入営前徵兵令第二十二条ニ当ルヘキ事故ノ生スルトキハ本人ノ願ニ由リ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ニ於テ徵集ヲ延期ス

其ノ願書ニハ同徵募区内其ノ年徵集ニ応スヘキ現役兵ノ戸主二名ノ保証書ヲ添ヘ島司郡市長ヲ經テ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ニ差出スヘシ但東京市、京都市、大阪市ニ在テハ区长町村ニ在テハ町村長ノ奥書証印ヲ受クヘキモノトス
島司郡市長ハ其ノ事実ヲ審覈シ狀況書ヲ作り願書ト共ニ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ニ送付スヘシ

第四十九条 現役兵入営前及補充兵補充兵証書附与後其ノ年十一月三十日以前ノ者以下同シ轉籍シタルトキハ十四日以内ニ旧住地島司郡市長ヲ經テ旧住地聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ニ届出ヘシ但東京市、京都市、大阪市ニ在テハ区长町村ニ在テハ町村長ヲ經由スヘシ

其ノ転籍聯隊区外又ハ警備隊区外ニ係ルトキハ旧住地聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ヨリ新住地聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ニ通報スヘシ

本条ノ届出ヲ為ササル者ハ五錢以上一円九十五錢以下ノ料料ニ処ス

第五十条 現役兵入営前及補充兵寄留若クハ十四日以上ノ旅行ヲ為サントスルトキハ召集ノ命アルトキ之ヲ通報スヘキ者ヲ定メ市町村ニ在リテハ市町村長ニ届出ツヘシ其ノ復帰シタルトキ亦届出ツヘシ

本条ノ届出ヲ為ササル者ハ五錢以上一円九十五錢以下ノ料料ニ処ス

通報人正当ノ事由ナクシテ召集ノ命ヲ通報セス若クハ其ノ通報ヲ遅緩シタルトキハ五錢以上一円九十五錢以下ノ料料ニ処ス

第七章 雜則

第五十一条 徴兵令第十二条ニ依リ現役ニ服セムコトヲ志願スル者ハ其ノ願書ニ戸主及親権者連署シ身元証書ヲ添ヘ市町村長ノ奥書証印ヲ受ケ徴兵検査ノ際任意ノ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ニ願出テ身体検査ヲ受クヘシ但シ海軍兵志願者ニ在リテハ九月一日迄ニ鎮守府ニ願出テ許可ヲ受クルカ又ハ徴兵検査ノ際聯隊区徴兵署又ハ警備隊区徴兵署ニ申立テ身体検査ヲ受ケ合格者ハ其ノ合格証書ヲ添ヘ鎮守府ニ願出ツルモノトス

検査及入営ノ為往復スル旅費ハ自弁トス

第一項ノ出願者中陸軍兵志願者ハ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ニ於テ本人希望ノ兵種隊号ヲ参酌シ配賦要員ニ充テ得ヘキ者ニ限り之ヲ許可シ本人本籍地所管ノ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ニ通知スヘシ

第五十二条 前条ニ依リ服役ヲ許可シタル者入営シタルトキハ当該隊長又ハ鎮守府兵事官ヨリ本籍地ノ市町村長ニ通知スヘシ

第五十三条 他ノ徵募区ニ寄留スル者ハ願ニ依リ其ノ地ニ於テ身体検査ヲ受クルコトヲ得

前項ニ依リ身体検査ヲ受ケタル者ハ寄留地徵募区ノ壮丁ト合シテ抽籤ヲ行フコトヲ得

第五十四条 徴兵令第二十二條ニ当ル者ハ同徵募区内其ノ年ノ徵集ニ応スヘキ壮丁ノ戸主二名ノ保証書ヲ添ヘ三月一日迄ニ三月一日後身体検査前迄ニ事
故ノ生シタル者ハ其ノ都度 聯隊区徴兵官又ハ警備隊区徴兵官ニ願出ヘシ但其ノ事故二年以上ニ継続スル者ハ毎年願出テ其ノ三箇年ヲ過クルモ仍ホ止マサル者ハ本文ノ保証書ヲ添ヘ届出ヘシ

前項ノ願書及届書ニハ町村長ノ奥書証印ヲ受クヘキモノトス
第五十五条 徴兵令第二十三條第一項ニ当ル者ハ学校長ノ証明書同条第二項ニ当ル者ハ大使公使領事又ハ貿易事務官ノ証明書ヲ添ヘ毎年四月十五日迄ニ聯隊区徴兵官又ハ警備隊区徴兵官ニ願出ヘシ

大使公使領事及貿易事務官ヲ置カサル国ニ在ル者及一定ノ地ニ在留セサル旅行ノ者ハ其ノ徵集猶予願書ニ海外旅券ヲ受取

リタル官庁ノ証明書ヲ添ヘ差出スヘシ

大使公使領事及貿易事務官ヲ置キタル国ニ在ル者ト雖徵集猶予願ヲ差出ストキ未タ大使公使領事又ハ貿易事務官ノ証明書ヲ得サルトキハ之ニ換フルニ海外旅券ヲ受取リタル官庁ノ承認書ヲ添ヘ差出シ置キ追テ証明書ヲ差出スコトヲ得

本条ノ願書ニハ町村長ノ奥書証印ヲ受クヘキモノトス

第五十六条 (削除)

第五十七条 徵兵令第二十三条第一項ノ事故止ミタル者ノ届書及同条第二項ノ帰朝シタル者ノ届書ハ町村長ヨリ其ノ年ノ壮丁名簿進達前ニ於テハ其ノ名簿ト共ニ進達後ニ在テハ受領ノ日ヨリ三日以内ニ島司郡長ニ差出スヘシ

島司郡市長ハ前項ノ届書ヲ聯隊区徵兵署又ハ警備隊区徵兵署開設ノトキ同署ニ提出スヘシ但シ当該徵兵署閉鎖後師管内各徵兵署閉鎖前ニ在リテハ之ヲ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ニ差出スモノトス

第五十八条 傷痍疾病、犯罪若ハ所在不明等ノ為又ハ志願兵出願者ニシテ其ノ検査ノ為徵兵検査ヲ受ケ難キ場合ニ於テハ本人ヨリ、本人届出ヲ為シ得ヘカラサルトキハ家事担当者ヨリ書面ヲ以テ検査当日迄ニ島司郡市長ニ届出ツヘシ其ノ傷痍疾病ノ者ハ医師ノ診断書ヲ添フヘシ

前項ノ届出ヲ為シタル者其ノ事故止ミタルトキハ直ニ島司郡市長ニ届出ツヘシ

島司郡長ニ差出ス届書ニハ町村長ノ奥書証印ヲ受クヘキモノトス

本条ノ届出ヲ為ササル者ハ五錢以上一円九十五錢以下ノ科料

ニ処ス

第五十八条ノ二 徵募区徵兵署閉鎖後徵兵令第二十三条第一項ノ事故止ミタル者、同条第二項ノ帰朝シタル者、前条第一項ノ事故止ミタル者、六週間現役兵ニシテ入営前教職ヲ罷メタル者、徵兵令第十三条第五項ニ該当スル者、身体検査前身体検査ヲ終リタル徵募区ニ転籍シタル者其ノ他其ノ年徵兵検査ヲ受クヘキ者アルトキハ聯隊区又ハ警備隊区内各徵募区徵兵署閉鎖前ニ在リテハ区内便宜ノ徵兵署ニ於テ身体検査ヲ行フヘシ但シ該区内各徵募区ノ徵兵署閉鎖後ニ在リテハ師管内ニ於テ師団長ノ指定シタル聯隊区又ハ警備隊区内便宜ノ徵兵署ニ於テ身体検査ヲ行フコトヲ得

前項ニ依リ身体検査ヲ為シタル者ノ中抽籤ヲ要スル者ニ付テハ第五十三条ニ依リ寄留地ニ於テ身体検査ヲ受クル者ノ例ニ依ル

第五十九条 疾病傷痍或ハ犯罪等ニテ期限ニ際シ入営シ難キ者ハ書面ヲ以テ入営当日迄ニ聯隊区司令官又ハ警備隊司令官ニ届出ヘシ其ノ疾病傷痍ノ者ハ医師ノ診断証書ヲ添フヘシ其ノ届書ニハ市町村長ノ奥書証印ヲ受クヘキモノトス

本条ノ届出ヲ為ササル者ハ五錢以上一円九十五錢以下ノ科料ニ処ス

第六十条 徵兵署ノ諸費、壮丁及抽籤総代人ノ旅費、現役兵入営ノ旅費ハ官給ス但シ徵兵令第十二条ニ依リ現役ニ服スル者ノ入営旅費ハ此ノ限ニ在ラス

第六十一条 第四十条ニ依リ更ニ処分ヲ為ストキハ臨時徴兵署
ヲ開設スルコトヲ得

第六十二条 島嶼ニ於テ本条例中ノ条規ヲ実施スルコト能ハサ
ルトキハ師団長、地方長官協議ノ上適宜ノ方法ヲ設クルコト
ヲ得

第六十三条 徴兵令ヲ施行セサル地ニ寄留ノ者ハ寄留地最寄ノ
徴募区ニ於テ身体検査ヲ受クルコトヲ得其ノ取扱ハ第五十三
条ニ依リ寄留地ニ於テ身体検査ヲ受クル者ノ例ニ依ル

韓国在留ノ者ニ在テモ前項ノ例ニ依リ便宜ノ徴募区ニ於テ身
体検査ヲ受クルコトヲ得

第六十四条 徴兵令ヲ施行セサル地ヨリ施行ノ地ニ転籍シタル
者ハ其ノ年又ハ翌年ノ徴集ニ応セシム但年齢二十六歳ヲ過キ
転籍シタル者ハ此ノ限ニ在ラス

附 則

第六十五条 北海道千島、伊豆七島及小笠原島ニ於ケル聯隊区
徴兵官タル聯隊区司令官ノ職務ハ聯隊区副官又ハ他ノ將校ヲ
シテ臨時之ヲ行ハシムルコトヲ得

北海道千島、伊豆七島及小笠原島ニ於ケル徴兵事務執行ノ際
ハ第十四条ノ規定ニ依ラス軍医一名ヲ以テ聯隊区徴兵医官ト
為シ聯隊区徴兵副医官ヲ置カサルコトヲ得

第六十六条 本令中郡役所トアルハ北海道ニ在リテハ支庁、市
役所トアルハ北海道及沖繩県ニ在リテハ区役所、警備隊司令
官トアルハ沖繩警備隊区ニ在リテハ警備隊区司令官、郡長郡
書記トアルハ北海道ニ在リテハ支庁長支庁属、市長市書記ト

アルハ北海道及沖繩県ニ在テハ区長、区書記、町村長トアル
ハ町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ戸長其ノ他町村長ニ準ス
ヘキ者ニ該当ス

第六十七条 本条例ハ明治二十九年四月一日ヨリ施行ス

●陸軍一年志願兵条例

明治三十七年三月二十九日

勅令第八十四号陸、大臣副署

改正 三十七年第二一四号、四一年第二六四号、四二年第五
〇号、四四年第二七一号、

朕陸軍一年志願兵条例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸軍一年志願兵条例

第一条 徴兵令第十三条ニ依リ一年志願兵ト為ル者ハ志願ノ際
本籍ノ在ル師管内ノ軍隊ニ於テ服役セシム但シ軍事上ノ必要
アルトキハ他ノ師管内ノ軍隊ニ於テ服役セシムルコトアルヘ
シ

第二条 一年志願兵ノ兵科ハ本人ノ冀望ト軍事上ノ必要トニ依
リ之ヲ定ム

第三条 一年志願兵出願者ニシテ左ノ各号中第一号ニ該当スル
者ハ主計生、第二号ニ該当スル者ハ軍医生、第三号ニ該当ス
ル者ハ薬剤生、第四号ニ該当スル者ハ獣医生タラムコトヲ志
願スルコトヲ得

一 専門学校又ハ之ト同等以上ノ学校ニ於テ法律又ハ經濟ノ
課程ヲ卒業シタル者

二 醫師免許証ヲ有シ又ハ之ヲ受クヘキ資格アル者

三 薬剤師免状ヲ有シ又ハ之ヲ受クヘキ資格アル者

四 獣医免状ヲ有シ又ハ之ヲ受クヘキ資格アル者

第四条 一年志願兵ハ管内ニ居住セシム但シ入營後概ネ四箇月

ヲ経過シタル者ニシテ家事其ノ他ニ関シ已ムヲ得サル事故ア

ルトキハ聯隊長之ニ外泊ヲ許シ通勤セシムルコトヲ得

第五条 一年志願兵ニハ給料、入營旅費及帰郷旅費ヲ給セス

第六条 一年志願兵ニハ所屬隊ニ於テ糧食、彈藥ヲ給シ兵器、

被服等ヲ貸与ス

第七条 一年志願兵ノ服役ニ関スル費用ハ陸軍大臣ノ定ムル所

ニ依リ之ヲ納付セシム

第八条 一年志願兵ハ現役満期ノ後六年四箇月予備役ニ、予備

役満期後十箇年後備役ニ服セシム但シ第二十七条及第二十八

条ニ依リ予備役ニ編入セラレタル者ノ予備役年期ハ現役期間

ヲ通算シテ七年四箇月トス

第九条 一年志願兵タラムトスル者ハ本籍所在師管ノ師団長ニ

願出テ身体検査又ハ身体検査及學術試験ヲ受クヘシ但シ其ノ

検査及試験ハ寄留地所在師管ニ於テ之ヲ受クルコトヲ得

前項出願ノ期日手続並検査及試験ニ関スル事項ハ陸軍大臣之

ヲ定ム

第十条 本籍所在師管ノ師団長ハ合格ノ者ニハ一年志願兵認定

証書ヲ付与シ不合格ノ者ニハ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第十一条 一年志願兵認定証書ヲ有スル者入營前左ノ各号ノ一

ニ該当スルトキハ其ノ認定証書ヲ返還セシム

一 傷痍又ハ疾病ニ依リ服役ニ堪ヘ難キトキ

二 陸海軍ノ兵籍ニ編入スヘキ諸生徒候補生等ヲ命セラレタ

ルトキ

三 本人ヲ要スルニ非サレハ一家ノ生計ヲ營ミ難キトキ

第十二条 一年志願兵ノ入營期日ハ毎年十二月一日トス但シ戰

時又ハ事變ノ際其ノ他必要ノ場合ニ於テハ之ヲ變更スルコト

アルヘシ

第十三条 一年志願兵認定証書ヲ有スル者傷痍疾病者ノ他止ム

ヲ得サル事故ニ依リ所定ノ期日ニ入營シ難キトキハ其ノ入營

ヲ延期スルコトヲ得

第十四条 入營ヲ延期セラレタル者十二月三十一日迄ニ入營シ

難キトキハ翌年入營セシム

前項ニ依リ翌年入營セシムヘキ者仍其ノ年ニ於テ入營シ難キ

トキハ一年志願兵認定証書ヲ返還セシム

第十五条 (削除)

第十六条 一年志願兵ノ教育ハ聯隊長其ノ責ニ任ス

第十七条 一年志願兵ハ入營後四箇月一般ノ兵卒ト同一ノ教育

ヲ為シ之ニ一等卒ヲ命シ二箇月以上通常教育ノ外特別ノ教育

ヲ為シ之ニ上等兵ヲ命シ下士及士官ノ勤務ヲ練習セシム其ノ

成績優秀ナルトキハ伍長ノ階級ニ進ムルコトヲ得

一等卒上等兵ヲ命シ又ハ伍長ノ階級ニ進ムルハ聯隊長ニ於テ

ス

第十八条 第三条第一号、第二号又ハ第三号ニ該当スル者ハ歩

兵隊ニ於テ、同条第四号ニ該当スル者ハ騎兵隊、砲兵隊又ハ

輜重兵隊ニ於テ六箇月間前条ニ依リ教育ヲ為シタル後上等兵
ヲ命シ之ヲ主計生、軍醫生、藥劑生又ハ獸醫生ト為シ各専門
ニ関スル下士及士官ノ勤務ヲ練習セシム

主計生ハ師団經理部長、軍醫生及藥劑生ハ師団軍醫部長、獸
醫生ハ師団獸醫部長師団長ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ス

第一項ノ期間ハ戰時又ハ事變ニ際シテハ之ヲ四箇月ニ短縮ス
ルコトヲ得

第十九条 専門勤務ニ関スル教育ハ主計生ニ在リテハ隊附高級
主計、軍醫生ニ在リテハ隊附高級醫官、藥劑生ニ在リテハ衛
戍病院長、獸醫生ニ在リテハ隊附高級獸醫官各其ノ責ニ任シ
師団經理部長、師団軍醫部長、師団獸醫部長各其ノ教育ヲ監
督ス

第二十条 専門勤務ヲ練習スル者ニシテ其ノ成績優秀ナルトキ
ハ其ノ教育ヲ監督スル諸官ニ於テ主計生ハ三等計手ノ階級
ニ、軍醫生藥劑生ハ三等看護長ノ階級ニ、獸醫生ハ三等蹄鉄
工長ノ階級ニ進ムルコトヲ得

第二十一条 一年志願兵ハ戰時又ハ事變ニ際シ通常ノ現役勤務
ニ服セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ階級相当ノ給料
ヲ給シ服役ニ関スル費用ハ之ヲ官費トス

第二十二条 一年志願兵ハ現役満期前終末試験ヲ施行ス其ノ方
法ハ陸軍大臣之ヲ定ム

第二十三条 終末試験ヲ終リタルトキハ試験ノ成績^(A.M.)ト平素ノ勤
務トヲ參酌シ及第者ハ予備役編入ノ際各兵科ノ者ニ在リテハ
軍曹ニ、主計生ニ在リテハ二等計手ニ、軍醫生及藥劑生ニ在

リテハ二等看護長ニ、獸醫生ニ在リテハ二等蹄鉄工長ニ任ス
終末試験ニ及第セサル者ニシテ下士ノ技能アル者ハ予備役編
入ノ際各兵科ノ者ニ在リテハ伍長ニ、主計生ニ在リテハ三等
計手ニ、軍醫生及藥劑生ニ在リテハ三等看護長ニ、獸醫生ニ
在リテハ三等蹄鉄工長ニ任シ主計生、軍醫生、藥劑生、獸醫
生ニシテ下士ノ技能ナキ者ハ之ヲ免ス

第二十四条 一年志願兵ニシテ傷痍疾病等ニ因リ終末試験ヲ受

ケサル者ハ現役満期後一箇年以内ニ於テ終末試験ヲ受クルコ
トヲ得

前項ニ依リ終末試験ヲ受ケタル者ハ前条ノ例ニ依ル

第二十五条 前条ニ依リ終末試験ヲ受ケサル者ハ第二十三条第
二項及第三項ニ準シ伍長同相当官ニ任シ又ハ主計生、軍醫
生、藥劑生、獸醫生ヲ免ス

第二十六条 一年志願兵ニシテ左ノ各号ノ一二該当スル者ハ第
十七条及第十八条ノ例ニ依ラス二等卒ト為シ一般ノ兵卒ト同
一ノ教育ヲ為シ且必要ニ応シ現役満期ノ後毎年六十日間勤務
演習ノ為召集ス之ニ要スル費用ハ自弁トス

一 怠慢ニシテ勤務習得ノ見込ナキ者
二 軍紀ヲ紊リ、屢法則ヲ犯シ又ハ品行不正ニシテ改悛ノ見

込ナキ者

前項ニ依リ勤務演習ニ召集スル者ニハ第五条、第六条及第七条ノ規定ヲ準用ス

第二十七条 一年志願兵中第十一条第三号ニ該当スル者アルトキハ師団長ハ聯隊長ヲシテ其ノ現役ヲ免シ予備役ニ編入セシム

第二十八条 一年志願兵中傷痍又ハ疾病ニ因リ服役ニ堪ヘ難キ者アルトキハ師団長ハ聯隊長ヲシテ現役ニ堪ヘサル者ハ予備役ニ編入シ常備後備ノ役ニ堪ヘサル者ハ其ノ役ヲ免シ第二国民兵役ニ服セシメ永久服役ニ堪ヘサル者ハ兵役ヲ免セシム

第二十九条 前二条ニ依リ予備役ニ編入スル者ハ第二十三条第二項及第三項ニ準シ伍長同相当官ニ任シ又ハ主計生、軍医生、薬剤生、獸医生ヲ免ス

第三十条 本条例ニ規定スルモノノ外一年志願兵ト為リタル者ノ士官又ハ下士ノ任官ニ関シテハ陸軍補充条例、予備後備ノ服役ニ関シテハ陸軍服役條例ノ規定ニ依ル

第三十一条 本条例中聯隊長トアルハ独立隊ニ在リテハ其ノ隊長ニ該当ス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際服役中ノ者翌年回トナリタル者及明治三十七年出願ニ係ル一年志願兵ノ服役スヘキ兵科及衛戍地ニ関シテハ従前ノ規定ニ依ル

明治三十七年一年志願兵ヲ出願シタル者ノ身体検査及學術試験

並認定証書ノ付与ニ関シテハ従前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際既ニ官費服役ヲ許可シタル者ハ其ノ服役ノ費用ニ関シテハ従前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際既ニ現役ヲ終リ又ハ免セラレタル者ノ服役ニ関シテハ従前ノ規定ニ依ル

台湾總督府國語學校土語科ノ卒業証書ヲ有スル者ハ当分台湾ニ於テ身体検査ヲ受ケ台湾守備歩兵隊ニ於テ服役スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本条例中師団長トアルハ台湾守備隊司令官ニ該当ス但シ第九条ノ願書ハ本籍所在師管ノ師団長ニ差出スヘキモノトス

●陸軍六週間現役兵条例

明治四十一年二月十四日

勅令第九号總、陸、大臣副署

改正 四五年第一六号

朕陸軍六週間現役兵條例改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸軍六週間現役兵條例

第一条 徵兵令第十三条第三項ニ依リ六週間現役ニ服セシムヘキ者ハ教職ニ就キタル年又ハ其ノ翌年ニ於テ其ノ在職地師管内ノ歩兵隊朝鮮、台湾、樺太及清國ニ在職地附近ノ歩兵隊ニ編入シ服役セシム

第二条 六週間現役兵ハ毎年六月一日乃至十月一日ノ間ニ於テ入營セシム但シ疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ依リ入營期日ヨリ三日以内ニ入營シ難キ者ハ翌年ニ於テ服役セシム

第三条 戦時事變ニ際シテハ前二条ノ規定ニ拘ラス服役セシム

ルコトヲ得

第四条 六週間現役兵ノ服役日数ハ入営期日ヨリ起算ス

第五条 六週間現役兵ノ教育ハ聯隊長独立大隊ニ在リテハ隊長以下同シ其ノ責ニ

任ス

第六条 六週間現役兵中勤務勲品行方正ニシテ第二国民兵ヲ

以テ編成スル部隊ノ幹部タルヲ得ヘキ材幹アル者ニハ聯隊長

其ノ成績ヲ具シ順序ヲ經テ師団長又ハ之ト同等以上ノ権アル

長官ノ認可ヲ受ケ国民軍幹部適任証書ヲ授与ス

第七条 六週間現役ニ服スヘキ者ノ身体検査ハ入営セシムヘキ

年ニ於テ徵兵検査規則ニ依リ之ヲ行フ

第八条 六週間現役兵ニシテ傷疾疾病ノ為其ノ役ニ堪ヘサル者

ハ聯隊長之ニ退營ヲ命スルコトヲ得

第九条 六週間現役兵ニハ現役兵トシテノ給料ヲ給セス

検査ノ為往復ノ旅費及入営旅費ハ官給トス

第十条 朝鮮、台湾、樺太又ハ清国ニ在職シ六週間陸軍現役ニ

服スヘキ者ニ付テハ朝鮮總督府道長官、台湾總督府民政長

官、樺太庁長官、関東都督府民政長官又ハ領事官ヲシテ之カ

調査ヲ為サシムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●陸軍刑法

明治四十一年四月十日

法律第四十六号総、陸、大臣副署

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル陸軍刑法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ

ム

陸軍刑法

第一編 総則

第二章 罪

第一章 叛乱ノ罪

第二章 擅権ノ罪

第三章 辱職ノ罪

第四章 抗命ノ罪

第五章 暴行脅迫ノ罪

第六章 侮辱ノ罪

第七章 逃亡ノ罪

第八章 軍用物損壞ノ罪

第九章 掠奪ノ罪

第十章 俘虜ニ関スル罪

第十一章 違令ノ罪

陸軍刑法

第一編 総則

第一条 本法ハ陸軍軍人ニシテ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第二条 本法ハ陸軍軍人ニ非スト雖左ニ記載シタル罪ヲ犯シタ

ル者ニ之ヲ適用ス

一 第六十四条乃至第六十七条ノ罪及此等ノ罪ノ未遂罪

二 第七十四条ノ罪

三 第七十九条乃至第八十五条ノ罪

四 第八十六条乃至第八十九条ノ罪

五 第九十一条乃至第九十三条ノ罪及第九十一条、第九十二条ノ未遂罪

六 第九十五条第一項、第九十六条、第九十七条第二項及第九十九条ノ罪

第三条 本法ハ前二条ニ記載シタル者帝国外ニ於テ罪ヲ犯シタルトキト雖之ヲ適用ス

第四条 帝國軍ノ占領地ニ於テ陸軍軍人刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキハ之ヲ帝国内ニ於テ犯シタルモノト看做ス

陸軍軍人ニ非スト雖帝國臣民、從軍外国人及俘虜ノ犯シタルトキ亦前項ニ同シ

第五条 帝国外ニ在ル部隊ニ屬シ若ハ從フ者又ハ之ニ俘虜タル者其ノ部隊ノ所在地ニ於テ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキ亦前条ニ同シ

第六条 陸軍ト共同作戰ニ從フ海軍軍人ニ對スル行為ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相当スル陸軍軍人ニ對スル行為ト看做ス

第七条 陸軍ト共同作戰ニ從フ外国ノ陸海軍ニ屬スル者ニ對スル行為ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相当スル陸軍軍人ニ對スル行為ト看做ス但シ其ノ外国ニ於テ同一ノ取扱ヲ為スコトヲ保セサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八条 陸軍軍人ト称スルハ左ニ記載シタル者ヲ謂フ

一 陸軍ノ現役ニ在ル者但シ未タ入營セサル者及帰休兵ヲ除ク

二 召集中ノ在郷軍人

三 召集ニ依ラス部隊ニ在リテ陸軍軍人ノ勤務ニ服スル在郷軍人

四 前二号ニ記載シタル者ノ外陸軍ノ制服着用中又ハ現ニ服役上ノ義務履行中ノ在郷軍人

五 志願ニ依リ国民軍隊ニ編入セラレ服務中ノ者

第九条 左ニ記載シタル者ハ陸軍軍人ニ準ス

一 陸軍所属ノ学生、生徒

二 陸軍軍屬

三 陸軍ノ勤務ニ服スル海軍軍人

前項第一号ニ記載シタル者ノ中特ニ除外スヘキ者アルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十条 陸軍將校相当官、陸軍准士官、海軍將校、相当官、海軍候補生及海軍准士官ハ陸軍將校ニ準ス陸軍士官ノ候補者ニシテ士官ノ勤務ニ服スル者亦同シ

第十一条 陸軍士官ノ候補者ニシテ下士ノ階級ニ在リ士官ノ勤務ニ服セサル者ハ陸軍下士ニ準ス

第十二条 陸軍ノ兵役ニ在リテ官等、等級ヲ有セサル者ハ兵卒ニ準ス陸軍士官ノ候補者ニシテ兵卒ノ階級ニ在ル者亦同シ

第十三条 在郷軍人ト称スルハ陸軍ノ現役以外ノ役ニ在ル者、陸軍ノ現役ニ在リテ未タ入營セサル者、陸軍ノ帰休兵及退役陸軍將校、相当官、准士官ヲ謂フ

第十四条 陸軍軍屬ト称スルハ陸軍文官、同待遇者及宣誓シテ陸軍ノ勤務ニ服スル者ヲ謂フ但シ予備又ハ退職ノ文官ハ此ノ

限ニ在ラス

第十五条 海軍軍人ノ称スルハ海軍刑法ニ於テ海軍軍人ト為ス者ヲ謂フ

第十六条 上官ト称スルハ命令關係アル陸軍軍人間ニ於テ命令權ヲ有スル者ヲ謂フ

命令關係ナキ者ノ間ニ於テハ官等、等級又ハ階級ノ上ナル者ハ之ヲ上官ニ準ス但シ兵卒ハ下士勤務上等兵ヲ除クノ外総テ同等トス

第十七条 司令官ト称スルハ軍隊ノ司令ニ任スル陸軍軍人ヲ謂フ

第十八条 哨兵ト称スルハ儀仗又ハ警戒ノ為守地ニ在ル陸軍軍人ヲ謂フ

第十九条 部隊ト称スルハ陸軍ノ軍隊、官衙、学校、特務機關及戰時ニ於ケル陸軍ノ特設機關ヲ謂フ

第二十条 軍中ト称スルハ左ニ記載シタル部隊ニ在ル場合ヲ謂フ

一 戰時ノ体制ヲ執リタル部隊但シ留守部隊、衛戍勤務二服スル後備又ハ国民諸隊、戰地以外ノ地ニ在ル輸送又ハ補給諸機關ニシテ對敵狀態ニ在ラサルモノヲ除ク

二 戰時ノ体制ヲ執ラサルモ對敵狀態ニ在ル部隊

三 事變又ハ一地方ノ騷擾ニ際シ其ノ鎮定ニ從事スル部隊

第二十一条 陸軍ニ於テ死刑ヲ執行スルトキハ陸軍法衙ヲ管轄スル長官ノ定ムル場所ニ於テ銃殺ス

第二十二条 多衆共同ノ暴行ヲ鎮圧スル為又ハ敵前ニ在ル部隊

ノ急迫ニ臨ミ軍紀ヲ保持スル為已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ之ヲ罰セス

必要ノ程度ヲ超エタル行為ハ情狀ニ因リ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十三条 前条ノ規定ハ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ト為ルヘキ行為ニ亦之ヲ適用ス

第二十四条 本法及海軍刑法ニ於テ俱ニ罰スヘキ正条アリ且其ノ刑ニ輕重ナキトキハ陸軍軍人ニ準スル者ト雖海軍軍人ニ對シテハ海軍刑法ヲ適用ス

第二編 罪

第一章 叛乱ノ罪

第二十五条 党ヲ結ビ兵器ヲ執リ反乱ヲ為シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 首魁ハ死刑ニ処ス

二 謀議ニ参与シ又ハ群衆ノ指揮ヲ為シタル者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第二十六条 反乱ヲ為ス目的ヲ以テ党ヲ結ビ兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル物ヲ劫掠シタル者ハ前条ノ例ニ同シ

第二十七条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス

一 軍隊又ハ要塞、陣營、艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其ノ他ノ物ヲ敵國ニ交付スルコト

二 敵國ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵國ノ間諜ヲ幫助スルコト

- 三 軍事上ノ機密ヲ敵国ニ漏泄スルコト
- 四 敵国ノ為ニ嚮導ヲ為シ又ハ地理ヲ指示スルコト
- 五 敵国ニ降ラシムル為司令官ヲ強要スルコト
- 六 敵国ノ為ニ俘虜ヲ奪取シ又ハ之ヲ逃走セシムルコト
- 第二十八条 敵国ヲ利スル為左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス
 - 一 要塞、陣営、艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其ノ他ノ物ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシムルコト
 - 二 水陸ノ通路、橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ軍隊、艦船ノ往来ノ妨害ヲ生セシムルコト
 - 三 司令官軍隊ヲ率井テ守地若ハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離ルルコト
 - 四 隊兵ヲ解散シ又ハ其ノ潰走混乱ヲ誘起シ又ハ其ノ連絡集合ヲ妨害スルコト
 - 五 兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ヲ欠乏セシムルコト
 - 六 命令、通報若ハ報告ヲ詐リ伝ヘ又ハ虚偽ノ命令、通報若ハ報告ヲ為スコト
 - 七 造言飛語シ又ハ敵前ニ於テ叫呼喧噪スルコト
- 第二十九条 前二条ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵国ニ軍事上ノ利益ヲ与ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ処ス
- 第三十条 反乱者又ハ内乱者ヲ利スル為前三条ニ記載シタル行

為ヲ為シタル者ハ死刑、無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三十一条 前六条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十二条 第二十五条乃至第三十条ノ罪ノ予備又ハ陰謀ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第三十三条 第二十五条又ハ第二十六条ノ罪ノ予備又ハ陰謀ヲ為シタル者未タ事ヲ行ハサル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除ス

第三十四条 本章ノ規定ハ戰時同盟国ニ対スル行為ニ亦之ヲ適用ス

第二章 擅權ノ罪

第三十五条 司令官外國ニ対シ故ナク戰鬪ヲ開始シタルトキハ死刑ニ処ス

第三十六条 司令官休戰又ハ媾和ノ告知ヲ受ケタル後故ナク戰鬪ヲ為シタルトキハ死刑ニ処ス

第三十七条 司令官權外ノ事ニ於テ已ムコトヲ得サル理由ナクシテ擅ニ軍隊ヲ進退シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ禁錮ニ処ス

第三十八条 命令ヲ待タス故ナク戰鬪ヲ為シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ七年以上ノ禁錮ニ処ス

第三十九条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三章 辱職ノ罪

第四十条 司令官其ノ尽スヘキ所ヲ尽サスシテ敵ニ降リ又ハ要塞ヲ敵ニ委シタルトキハ死刑ニ処ス

第四十一条 司令官野戦ノ時ニ在リテ隊兵ヲ率井敵ニ降リタルトキハ其ノ尽スヘキ所ヲ尽シタル場合ト雖六月以下ノ禁錮ニ処ス

第四十二条 司令官敵前ニ於テ其ノ尽スヘキ所ヲ尽サスシテ隊兵ヲ率井逃避シタルトキハ死刑ニ処ス

第四十三条 司令官軍隊ヲ率井故ナク守地若ハ配置ノ地ニ就カス又ハ其ノ地ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑ニ処ス

二 戦時、軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ五年以上ノ有期禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十四条 司令官出兵ヲ要求スル權アル官憲ヨリ其ノ要求ヲ受ケ故ナク之ニ応セサルトキハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十五条 將校部隊若ハ一部ノ兵員ヲ率井又ハ之ニ属シ輸送

船舶ニ在リテ敵ノ艦船ニ遭遇シタル際其ノ尽スヘキ所ヲ尽サスシテ其ノ船舶ヲ退去シタルトキハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第四十六条 部下多衆共同シテ罪ヲ犯スニ當リ鎮定ノ方法ヲ尽ササル者ハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十七条 哨兵故ナク守地ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑ニ処ス

二 軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十八条 哨兵睡眠又ハ酩酊シテ其ノ職務ヲ怠リタルトキハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十九条 衛兵、控兵、巡察、斥候其ノ他警戒又ハ伝令ノ勤務ニ服スル者故ナク勤務ノ場所若ハ隊伍ヲ離レタルトキ又ハ到ルヘキ場合ニ到ラサルトキハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ禁錮ニ処ス

二 軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ処ス

第五十条 故ナク規則ニ依ラスシテ哨兵ヲ交代セシメ其ノ他哨

令ニ違反シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ一年以上五年以下ノ禁錮ニ処ス

二 軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ処ス

第五十一条 戦時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテハ斥候、巡察又ハ偵察ノ勤務ニ服スル者虚偽ノ報告ヲ為シタルトキハ七年以下ノ懲役ニ処ス

戦時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ軍事ニ関スル命令、通報又ハ報告ノ伝達ヲ掌ル者其ノ命令、通報若ハ報告ヲ詐リ伝へ又ハ故ナク之ヲ伝達セサルトキ亦前項ニ同シ

第五十二条 軍事機密ノ図書、物件ヲ保管スル者危急ノ時ニ當

リ之ヲ敵ニ委セサル方法ヲ尽ササルトキハ五年以下ノ禁錮ニ

処ス

処ス

第五十三条 戦時、軍中又ハ戒厳地境ニ在リテ兵器、彈藥、糧

食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ノ運搬又ハ支給ヲ掌ル者故ナク之ヲ欠乏セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

第五十四条 健康ヲ害スヘキ飲食物ヲ配給シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ処ス

第五十五条 従軍ヲ免レ又ハ危険ナル勤務ヲ避クル目的ヲ以テ疾病ヲ作為シ、身体ヲ毀傷シ其ノ他詐偽ノ行為ヲ為シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ五年以上ノ有期懲役ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第五十六条 第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第四十九条、第五十一条及第五十三条乃至第五十五条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四章 抗命ノ罪

第五十七条 上官ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ服從セサル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ禁錮ニ処ス

二 軍中又ハ戒厳地境ナルトキハ一年以上七年以下ノ禁錮ニ

処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

第五十八条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ

処断ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ処シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ

無期禁錮ニ処ス

二 軍中又ハ戒厳地境ナルトキハ首魁ハ無期又ハ五年以上ノ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ三年以上十年以下ノ禁錮

ニ処シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ禁錮ニ処ス

第五十九条 暴行ヲ為スニ当リ上官ノ制止ニ從ハサル者ハ三年以上ノ禁錮ニ処ス

第五章 暴行脅迫ノ罪

第六十条 上官ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ左ノ區別ニ

從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第六十一条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮

ニ処シ其ノ他ノ者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ五年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第六十二条 上官ニ対シ兵器又ハ兇器ヲ用井テ暴行又ハ脅迫ヲ

為シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮

ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁

錮ニ処ス

第六十三条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ
処断ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ処シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ
無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ
禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又
ハ禁錮ニ処ス

第六十四条 哨兵ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ左ノ區別
ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
第六十五条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ
処断ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ
処シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役
又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処
ス

第六十六条 哨兵ニ対シ兵器又ハ兇器ヲ用井テ暴行又ハ脅迫ヲ
為シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
二 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮
ニ処ス

第六十七条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ

処断ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処
シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑、無期若ハ七年以上
ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ二年以上ノ懲
役又ハ禁錮ニ処ス

第六十八条 上官又ハ哨兵以外ノ陸軍軍人其ノ職務ヲ執行スル
ニ当リ之ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ四年以下ノ懲役
又ハ禁錮ニ処ス

党与シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ六月以上七年以下
ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮
ニ処ス

第六十九条 上官又ハ哨兵以外ノ陸軍軍人其ノ職務ヲ執行スル
ニ当リ之ニ対シ兵器又ハ兇器ヲ用井テ暴行又ハ脅迫ヲ為シタ
ル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

党与シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ無期若ハ三年以上
ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又
ハ禁錮ニ処ス

第七十条 多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ左ノ區別
ニ從テ処断ス

一 首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ一年
以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 附和隨行シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七十一条 職權ヲ濫用シテ陵虐ノ行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七十二条 第六十条乃至第七十条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第六章 侮辱ノ罪

第七十三条 上官ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

文書、図書若ハ偶像ヲ公示シ又ハ演説ヲ為シ其ノ他公然ノ方法ヲ以テ上官ヲ侮辱シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七十四条 哨兵ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七十五条 故ナク職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 戦時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七章 逃亡ノ罪

第七十六条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 戦時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七十七条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 戦時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七十八条 敵ニ奔リタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス

第七十九条 陸軍ノ工場、船舶、戦闘ノ用ニ供スル建造物、汽車、電車若ハ橋梁又ハ陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫ヲ焼燬シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ処ス

第八十条 露積シタル兵器、彈藥、食糧、被服其ノ他陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ焼燬シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 戦時、軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ処ス

処ス

二 戦時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ首魁ハ五年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七十七条 敵ニ奔リタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス

第七十八条 第七十五条第一号、第七十六条第一号及前条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八章 軍用物損壞ノ罪

第七十九条 陸軍ノ工場、船舶、戦闘ノ用ニ供スル建造物、汽車、電車若ハ橋梁又ハ陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ貯藏スル倉庫ヲ焼燬シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ処ス

第八十条 露積シタル兵器、彈藥、食糧、被服其ノ他陸軍ノ軍用ニ供スル物ヲ焼燬シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 戦時、軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ処ス

第八十一条 火藥、汽罐其ノ他激発スヘキ物ヲ破裂セシメテ前二条ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ焼燬ノ例ニ同シ

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

第八十二条 第七十九条ニ記載シタル物又ハ陸軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能

ハサルニ至ラシメタル者ハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ処ス

第八十三条 兵器、彈藥、糧食、被服、馬匹其ノ他陸軍ノ軍用

ニ供スル物ヲ毀棄又ハ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁

錮ニ処ス

第八十四条 第七十九条乃至第八十二条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十五条 本章ノ規定ハ陸軍ト共同作戰ニ從フ外国陸海軍ノ

軍用物ニ對スル行為ニ亦之ヲ適用ス

第九章 掠奪ノ罪

第八十六条 戰地又ハ帝國軍ノ占領地ニ於テ住民ノ財物ヲ掠奪

シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯スニ當リ婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年

以上ノ懲役ニ処ス

第八十七条 戰場ニ於テ戰死者又ハ戰傷病者ノ衣服其ノ他ノ財

物ヲ褫奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

第八十八条 前二条ノ罪ヲ犯ス者人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ

七年以上ノ懲役ニ処シ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役

ニ処ス

第八十九条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十章 俘虜ニ関スル罪

第九十条 俘虜ヲ看守又ハ護送スル者其ノ俘虜ヲ逃走セシメタ

ルトキハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス

第九十一条 俘虜ヲ逃走セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス

俘虜ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給与シ其ノ他逃走ヲ容

易ナラシムヘキ行為ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ一年以上十年
以下ノ懲役ニ処ス

第九十二条 俘虜ヲ奪取シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

第九十三条 逃走シタル俘虜ヲ藏匿シ又ハ隱避セシメタル者ハ

五年以下ノ懲役ニ処ス

第九十四条 第九十条乃至第九十二条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十一章 違令ノ罪

第九十五条 哨兵ヲ欺キテ哨所ヲ通過シ又ハ哨兵ノ制止ニ背キ

タル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ一年以上五年以下ノ禁錮ニ処ス

二 軍中又ハ戒嚴地境ナルトキハ三年以上ノ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ処ス

前項ノ外哨兵ニ對シ哨令ヲ犯シタル者亦前項ニ同シ

第九十六条 在郷軍人故ナク召集ノ期限ニ後レタルトキハ左ノ

區別ニ從テ処断ス

一 戰時ニ際シ又ハ事變ノ為召集ヲ受ケタル場合ニ於テ五日

ヲ過キタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ニ於テ十日ヲ過キタル者ハ一年以下ノ禁錮

ニ処ス

第九十七条 兵役ヲ免ルル目的ヲ以テ疾病ヲ作為シ、身体ヲ毀

傷シ其ノ他詐偽ノ行為ヲ為シタル者ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

在郷軍人召集ヲ免ルル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタルトキ

亦前項ニ同シ

第九十八条 戰時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ軍事ニ関スル虚

偽ノ命令、通報又ハ報告ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第九十九条 戦時又ハ事变ニ際シ軍事ニ関シ造言飛語ヲ為シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

第一百条 礼砲、号砲其ノ他空包^(マ)ヲ発スヘキ場合ニ於テ彈丸、瓦石其ノ他ノ物ヲ装填シテ發シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

第一百一条 哨兵又ハ衛兵故ナク銃砲ヲ發シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

第一百二条 戦時、軍中又ハ戒嚴地境ニ在リテ急呼ノ号報アルタル場合ニ故ナク來会セサル者ハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

第一百三条 政治ニ関シ上書、建白其ノ他請願ヲ為シ又ハ演説若ハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

第一百四条 服従ノ義務ニ違フヘキ事ヲ目的トシテ党ヲ結ビタルトキハ首魁ハ六月以上五年以下ノ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治十四年第六十九号布告陸軍刑法ハ之ヲ廢止ス

(明治四十一年六月二十九日勅令第六百六十四号ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行)

朕帝国會議ノ協賛ヲ經タル海軍刑法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

海軍刑法

第一編 総則

第二章 罪

第一章 叛乱ノ罪

第二章 擅權ノ罪

第三章 辱職ノ罪

第四章 抗命ノ罪

第五章 暴行脅迫ノ罪

第六章 侮辱ノ罪

第七章 逃亡ノ罪

第八章 軍用物損壞ノ罪

第九章 掠奪ノ罪

第十章 俘虜ニ関スル罪

第十一章 違令ノ罪

海軍刑法

第一編 総則

第一条 本法ハ海軍軍人ニシテ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

第二条 本法ハ海軍軍人ニ非スト雖左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス

一 第六十二条乃至第六十五条ノ罪及此等ノ罪ノ未遂罪

二 第七十二条ノ罪

三 第七十八条乃至第八十五条ノ罪

●海軍刑法

明治四十一年四月十日

法律第四十八号総、海、大臣副署

四 第八十六条乃至第八十九条ノ罪

五 第九十一条乃至第九十三条ノ罪及第九十一条、第九十二条ノ未遂罪

六 第九十五条、第九十六条、第九十七条第二項、第九十八条及第百条ノ罪

第三条 本法ハ前二条ニ記載シタル者帝国外ニ於テ罪ヲ犯シタルトキト雖之ヲ適用ス

第四条 帝國軍ノ占領地ニ於テ海軍軍人刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキハ之ヲ帝国内ニ於テ犯シタルモノト看做ス

海軍軍人ト非スト雖帝國臣民、從軍外国人及俘虜ノ犯シタルトキ亦前項ニ同シ

第五条 帝国外ニ在ル海軍官衛団隊ニ属シ若ハ從フ者又ハ之ニ俘虜タル者其ノ官衛団隊ノ所在地ニ於テ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ヲ犯シタルトキ亦前条ニ同シ

第六条 海軍ト共同作戰ニ從フ陸軍軍人ニ對スル行為ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相当スル海軍軍人ニ對スル行為ト看做ス

第七条 海軍ト共同作戰ニ從フ外国ノ陸海軍ニ属スル者ニ對スル行為ハ其ノ職務、官等、等級又ハ階級ニ相当スル海軍軍人ニ對スル行為ト看做ス但シ其ノ外国ニ於テ同一ノ取扱ヲ為スコトヲ保セサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八条 海軍軍人ト称スルハ海軍ノ高等武官、候補生、准士官及下士卒ニシテ左ニ記載シタル者ヲ謂フ

一 現役ニ在ル者但シ召集中ニ非サル帰休兵ヲ除ク

二 予備役、後備役ニ在リ召集中ノ者

三 前二号ニ記載シタル者ノ外海軍制服着用中ノ者

第九条 左ニ記載シタル者ハ海軍軍人ニ準ス

一 海軍所属ノ学生、生徒

二 海軍軍属

三 海軍ノ勤務ニ服スル陸軍軍人

前項第一号ニ記載シタル者ノ中特ニ除外スヘキ者アルトキハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十条 海軍軍属ト称スルハ海軍文官、同待遇者及宣誓シテ海軍ノ勤務ニ服スル者ヲ謂フ

第十一条 陸軍軍人ト称スルハ陸軍刑法ニ於テ陸軍軍人ト為ス者ヲ謂フ

第十二条 上官ト称スルハ命令關係アル海軍軍人間ニ於テ命令權ヲ有スル者ヲ謂フ

命令關係ナキ者ノ間ニ於テハ官等、等級又ハ階級ノ上ナル者ハ之ヲ上官ニ準ス但シ卒ハ総テ同等トス

第十三条 指揮官ト称スルハ艦船、軍隊ヲ指揮スル海軍軍人ヲ謂フ

陸海軍用船又ハ拿捕船舶ニ乗組ミ之ヲ監督スル海軍軍人ハ指揮官ニ準ス

第十四条 守兵ト称スルハ儀仗又ハ警戒ノ為守所ニ在ル海軍軍人ヲ謂フ

第十五条 事變又ハ一地方ノ騷擾ニ際シ其ノ鎮定ニ從事スル艦船、軍隊ニハ戰時ノ規定ヲ適用ス

第十六条 海軍ニ於テ死刑ヲ執行スルトキハ海軍法衙ヲ管轄スル長官ノ定ムル場所ニ於テ銃殺ス

第十七条 多衆共同ノ暴行ヲ鎮圧スル為又ハ敵前若ハ艦船危急ノ際ニ於テ軍紀ヲ保持スル為已ムコトヲ得サルニ出テタル行為ハ之ヲ罰セス

必要ノ程度ヲ超エタル行為ハ情状ニ因リ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第十八条 前条ノ規定ハ刑法又ハ他ノ法令ノ罪ト為ルヘキ行為ニ亦之ヲ適用ス

第十九条 本法及陸軍刑法ニ於テ俱ニ罰スヘキ正条アリ且其ノ刑ニ輕重ナキトキハ海軍軍人ニ準スル者ト雖陸軍軍人ニ對シテハ陸軍刑法ヲ適用ス

第二編 罪

第一章 叛乱ノ罪

第二十条 党ヲ結ビ兵器ヲ執リ反乱ヲ為シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 首魁ハ死刑ニ処ス

二 謀議ニ参与シ又ハ群衆ノ指揮ヲ為シタル者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 附和隨行シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第二十一条 反乱ヲ為ス目的ヲ以テ党ヲ結ビ兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル物ヲ劫掠シタル者ハ前条ノ例ニ同シ

第二十二条 左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス

一 軍隊又ハ艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其ノ他ノ物ヲ敵国ニ交付スルコト

二 敵国ノ為ニ間諜ヲ為シ又ハ敵国ノ間諜ヲ幫助スルコト

三 軍事上ノ機密ヲ敵国ニ漏泄スルコト

四 敵国ノ為ニ嚮導ヲ為シ又ハ地理ヲ指示スルコト

五 敵国ニ降ラシムル為指揮官ヲ強要スルコト

六 敵国ノ為ニ俘虏ヲ奪取シ又ハ之ヲ逃走セシムルコト

第二十三条 敵国ヲ利スル為左ニ記載シタル行為ヲ為シタル者ハ死刑ニ処ス

一 艦船、兵器、彈藥其ノ他軍用ニ供スル場所、建造物其ノ他ノ物ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシムルコト

二 水陸ノ通路、橋梁、灯台、浮標ヲ損壞又ハ壅塞シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ艦船、軍隊ノ往来ノ妨害ヲ生セシムルコト

三 指揮官其ノ艦船、軍隊ヲ率井テ守所若ハ配置ノ場所ニ就カス又ハ其ノ場所ヲ離ルルコト

四 艦隊、隊兵ヲ解散シ又ハ其ノ潰走混乱ヲ誘起シ又ハ艦船、隊兵ノ連絡集合ヲ妨害スルコト

五 兵器、彈藥、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ヲ欠乏セシムルコト

六 命令、通報若ハ報告ヲ詐リ伝へ又ハ虚偽ノ命令、通報若ハ報告ヲ為スコト

七 造言飛語シ又ハ敵前ニ於テ叫呼喧噪スルコト

第二十四条 前二条ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵国ニ軍事

上ノ利益ヲ与ヘ又ハ帝国ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ死刑

又ハ無期若ハ五年以上ノ懲役ニ処ス

第二十五条 反乱者又ハ内乱者ヲ利スル為前三条ニ記載シタル

行為ヲ為シタル者ハ死刑、無期若ハ三年以上ノ懲役又ハ禁錮

ニ処ス

第二十六条 前六条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十七条 第二十条乃至第二十五条ノ罪ノ予備又ハ陰謀ヲ為

シタル者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第二十八条 第二十条又ハ第二十一条ノ罪ノ予備又ハ陰謀ヲ為

シタル者未タ事ヲ行ハサル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免除

ス

第二十九条 本章ノ規定ハ戰時同盟国ニ対スル行為ニ亦之ヲ適

用ス

第二章 擅権ノ罪

第三十条 指揮官外国ニ対シ故ナク戰鬪ヲ開始シタルトキハ死

刑ニ処ス

第三十一条 指揮官休戦又ハ講和ノ告知ヲ受ケタル後故ナク戰

鬪ヲ為シタルトキハ死刑ニ処ス

第三十二条 指揮官権外ノ事ニ於テ^(E)バムコトヲ得サル理由ナク

シテ擅ニ艦船、軍隊ヲ進退シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ七

年以上ノ禁錮ニ処ス

第三十三条 命令ヲ待タス故ナク戰鬪ヲ為シタル者ハ死刑又ハ

無期若ハ七年以上ノ禁錮ニ処ス

第三十四条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三章 辱職ノ罪

第三十五条 指揮官其ノ尽スヘキ所ヲ尽サスシテ敵ニ降り又ハ

其ノ艦船若ハ守所ヲ敵ニ委シタルトキハ死刑ニ処ス

第三十六条 指揮官敵前ニ於テ其ノ尽スヘキ所ヲ尽サスシテ艦

船、軍隊ヲ率井逃避シタルトキハ死刑ニ処ス

第三十七条 指揮官其ノ艦船危急ノ時ニ当リ故ナク救護ノ方法

ヲ尽サス又ハ衆ニ先チテ其ノ艦船ヲ退去シタルトキハ左ノ区

別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ無期又ハ三年以上ノ禁錮ニ処ス

第三十八条 指揮官敵ノ船舶ヲ拿捕スヘキ場合ニ於テ故ナク之

ヲ拿捕セサルトキハ三年以上ノ禁錮ニ処ス

第三十九条 指揮官敵前ニ於テ帝国又ハ帝国ト共同作戰ニ從フ

外国ノ艦船ヲ救護スヘキ場合ニ於テ故ナク之ヲ救護セサルト

キハ一年以上ノ有期禁錮ニ処ス

第四十条 指揮官護衛ノ命ヲ受ケタル艦船ヲ故ナク委棄シタル

トキハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑ニ処ス

二 戰時ナルトキハ五年以上ノ有期禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ三年以上ノ禁錮ニ処ス

第四十一条 指揮官其ノ艦船、軍隊ヲ率井故ナク守所若ハ配置

ノ場所ニ就カス又ハ其ノ場所ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從

テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑ニ処ス

二 戦時ナルトキハ五年以上ノ有期禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十二条 指揮官又ハ乗員故ナク其艦船ヲ覆没又ハ破壊シタルトキハ死刑ニ処シ之ヲ損壊シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

第四十三条 指揮官出兵ヲ要求スル権アル官憲ヨリ其ノ要求ヲ受ケ故ナク之ニ応セサルトキハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十四条 指揮官衝突、坐礁其ノ他ノ危難ニ罹リタル艦船アルニ当リ救護ノ請求ヲ受ケ故ナク之ニ応セサルトキハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十五条 部下多衆共同シテ罪ヲ犯スニ当リ鎮定ノ方法ヲ尽ササル者ハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十六条 艦船当直将校、守兵其ノ他緊要ナル勤務ニ服スル者故ナク其ノ勤務ノ場所ヲ離レタルトキハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑又ハ無期ノ禁錮ニ処ス

二 戦時又ハ攔岸、坐礁其ノ他艦船危険ノ場合ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十七条 艦船当直将校睡眠又ハ酩酊シテ其ノ職務ヲ怠リタルトキハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ処ス

二 戦時又ハ航海中ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十八条 守兵其ノ他緊要ナル勤務ニ服スル者前条ノ罪ヲ犯シタルトキハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ処ス

第四十九条 戦時又ハ事变ニ際シ偵察ノ勤務ニ服スル者虚偽ノ報告ヲ為シタルトキハ七年以下ノ懲役ニ処ス

戦時又ハ事变ニ際シ軍事ニ関スル命令、通報又ハ報告ノ伝達ヲ掌ル者其ノ命令、通報若ハ報告ヲ詐リ伝へ又ハ故ナク之ヲ伝達セサルトキ亦前項ニ同シ

第五十条 軍事機密ノ図書、物件ヲ保管スル者危急ノ時ニ当リ之ヲ敵ニ委セサル方法ヲ尽ササルトキハ五年以下ノ禁錮ニ処ス

第五十一条 戦時又ハ事变ニ際シ兵器、弾薬、糧食、被服其ノ他軍用ニ供スル物ノ運搬又ハ支給ヲ掌ル者故ナク之ヲ欠乏セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

第五十二条 健康ヲ害スヘキ食物ヲ配給シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ無期又ハ五年以上ノ懲役ニ処ス

第五十三条 従軍ヲ免レ又ハ危険ナル勤務ヲ避クル目的ヲ以テ疾病ヲ作為シ、身体ヲ毀傷シ其ノ他詐偽ノ行為ヲ為シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ五年以上ノ有期懲役ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第五十四条 第三十五条乃至第三十七条、第四十条乃至第四十

二条、第四十六条、第四十九条及第五十一条乃至第五十三条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第四章 抗命ノ罪

第五十五条 上官ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ服従セサル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一 敵前ナルトキハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ禁錮ニ処ス
- 二 戦時又ハ艦船救護ノ為緊要ノ方略ヲ為ス際ナルトキハ一年以上七年以下ノ禁錮ニ処ス
- 三 其ノ他ノ場合ナルトキハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

第五十六条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ処シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期禁錮ニ処ス
- 二 戦時又ハ艦船救護ノ為緊要ノ方略ヲ為ス際ナルトキハ首魁ハ無期又ハ五年以上ノ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ処ス
- 三 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ三年以上十年以下ノ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ禁錮ニ処ス

第五十七条 暴行ヲ為スニ当リ上官ノ制止ニ從ハサル者ハ三年以上ノ禁錮ニ処ス

第五章 暴行脅迫ノ罪

第五十八条 上官ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一 敵前ナルトキハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第五十九条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
 - 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ五年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- 第六十条 上官ニ対シ兵器又ハ兇器ヲ用井テ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ無期若ハ二年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第六十一条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑ニ処シ其ノ他ノ者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第六十二条 守兵ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

- 一 敵前ナルトキハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
- 二 其ノ他ノ場合ナルトキハ四年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第六十三条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ

処断ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ
処シ其ノ他ノ者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ一年以上十年以下ノ懲役
又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ
ス

第六十四条 守兵ニ対シ兵器又ハ兇器ヲ用井テ暴行又ハ脅迫ヲ
為シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
二 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮
ニ処ス

第六十五条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ
処断ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処
シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
二 其ノ他ノ場合ナルトキハ首魁ハ死刑、無期若ハ七年以上
ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ無期若ハ二年以上ノ懲

役又ハ禁錮ニ処ス

第六十六条 上官又ハ守兵以外ノ海軍軍人其ノ職務ヲ執行スル
ニ当リ之ニ対シ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ四年以下ノ懲役
又ハ禁錮ニ処ス

党与シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ六月以上七年以下
ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮

ニ処ス

第六十七条 上官又ハ守兵以外ノ海軍軍人其ノ職務ヲ執行スル
ニ当リ之ニ対シ兵器又ハ兇器ヲ用井テ暴行又ハ脅迫ヲ為シタ
ル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

党与シテ前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ首魁ハ無期若ハ三年以上
ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ一年以上ノ有期ノ懲役又
ハ禁錮ニ処ス

第六十八条 多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ左ノ区
別ニ從テ処断ス

一 首魁ハ三年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ一年
以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 附和随行シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス
第六十九条 職權ヲ濫用シテ陵虐ノ行為ヲ為シタル者ハ三年以
下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七十条 第五十八条乃至第六十八条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第六章 侮辱ノ罪

第七十一条 上官ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ三年以下ノ
懲役又ハ禁錮ニ処ス

文書、図画若ハ偶像ヲ公示シ又ハ演説ヲ為シ其ノ他公然ノ方
法ヲ以テ上官ヲ侮辱シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処
ス

第七十二条 守兵ヲ其ノ面前ニ於テ侮辱シタル者ハ二年以下ノ
懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七章 逃亡ノ罪

第七十三条 故ナク戦役ヲ離レ又ハ戦役ニ就カサル者ハ左ノ区別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ死刑、無期若ハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

二 戦時ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七十四条 党与シテ前条ノ罪ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ首魁ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ死刑、無期若ハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ

処ス

二 戦時ニ在リテ三日ヲ過キタルトキハ首魁ハ五年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ六月以上七年以下ノ

懲役又ハ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ニ於テ六日ヲ過キタルトキハ首魁ハ一年以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ三年以下ノ

懲役又ハ禁錮ニ処ス

第七十五条 艦船ノ乗員故ナク其ノ艦船発航ノ期ニ後レタルトキハ其ノ経過日数ヲ問ハス前二条ノ規定ヲ適用ス

第七十六条 敵ニ奔リタル者ハ死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮ニ処ス

第七十七条 第七十三条第一号、第七十四条第一号及前条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八章 軍用物損壞ノ罪

第七十八条 海軍ノ艦船、工場、戦闘ノ用ニ供スル建造物、汽車、電車若ハ橋梁又ハ海軍ノ軍用ニ供スル物ヲ貯蔵スル倉庫ヲ焼燬シタル者ハ死刑又ハ無期若ハ十年以上ノ懲役ニ処ス

第七十九条 露積シタル兵器、弾薬、糧食、被服其ノ他海軍ノ軍用ニ供スル物ヲ焼燬シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 戦時ナルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ処ス

第八十条 火薬、汽罐其ノ他激発スヘキ物ヲ破裂セシメテ前二条ニ記載シタル物ヲ損壞シタル者ハ焼燬ノ例ニ同シ

第八十一条 海軍ノ艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

第八十二条 第七十八条ニ記載シタル物又ハ海軍戦闘ノ用ニ供スル鉄道、電線若ハ水陸ノ通路ヲ損壞シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至ラシメタル者ハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ処ス

第八十三条 兵器、弾薬、糧食、被服其ノ他海軍ノ軍用ニ供スル物ヲ毀棄又ハ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス

第八十四条 第七十八条乃至第八十二条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十五条 本章ノ規定ハ海軍ト共同作戰ニ從フ外国陸海軍ノ軍用物ニ対スル行為ニ亦之ヲ適用ス

第九章 掠奪ノ罪

第九十条 第九十一条ノ規定ハ海軍ト共同作戰ニ從フ外国陸海軍ノ軍用物ニ対スル行為ニ亦之ヲ適用ス

第八十六条 戦地又ハ帝国軍ノ占領地ニ於テ住民ノ財物ヲ掠奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

前項ノ罪ヲ犯スニ当リ婦女ヲ強姦シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ処ス

第八十七条 戦場ニ於テ戦死者又ハ戦傷病者ノ衣服其ノ他ノ財物ヲ褫奪シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス

第八十八条 前二条ノ罪ヲ犯ス者人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ処シ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ処ス

第八十九条 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十章 俘虜ニ関スル罪

第九十条 俘虜ヲ看守又ハ護送スル者其ノ俘虜ヲ逃走セシメタル者ハ三年以上ノ有期懲役ニ処ス

第九十一条 俘虜ヲ逃走セシメタル者八十年以下ノ懲役ニ処ス 俘虜ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給与シ其ノ他逃走ヲ容易ナラシムヘキ行為ヲ為シタル者ハ七年以下ノ懲役ニ処ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ為シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

第九十二条 俘虜ヲ奪取シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

第九十三条 逃走シタル俘虜ヲ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第九十四条 第九十条乃至第九十二条ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十一章 違令ノ罪

第九十五条 守兵ヲ欺キテ守所ヲ通過シ又ハ守兵ノ制止ニ背キ

タル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ一年以上五年以下ノ禁錮ニ処ス

二 戦時ナルトキハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

三 其ノ他ノ場合ナルトキハ一年以下ノ禁錮ニ処ス

第九十六条 帰休兵及予備役、後備役ニ在ル者故ナク召集ノ期限ニ後レタルトキハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 戦時ニ際シ又ハ事変ノ為召集ヲ受ケタル場合ニ於テ五日ヲ過キタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ニ於テ十日ヲ過キタル者ハ一年以下ノ禁錮ニ処ス

第九十七条 兵役ヲ免ルル目的ヲ以テ疾病ヲ作為シ、身体ヲ毀傷シ其ノ他詐偽ノ行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ処ス

帰休兵及予備役、後備役ニ在ル者召集ヲ免ルル目的ヲ以テ前項ノ行為ヲ為シタルトキ亦前項ニ同シ

第九十八条 艦船ノ危急ニ際シ指揮官ノ指揮ヲ待タス其ノ艦船ヲ退去シタル者ハ左ノ區別ニ從テ処断ス

一 敵前ナルトキハ三年以上ノ有期禁錮ニ処ス

二 其ノ他ノ場合ナルトキハ五年以下ノ禁錮ニ処ス

第九十九条 戦時又ハ事変ニ際シ軍事ニ関スル虚偽ノ命令、通報又ハ報告ヲ為シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ処ス

第一百条 戦時又ハ事変ニ際シ軍事ニ関シ造言飛語ヲ為シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

第一百一条 礼砲、号砲其ノ他空包ヲ^(ママ)発スヘキ場合ニ於テ彈丸、瓦石其ノ他ノ物ヲ装填シテ発シタル者ハ二年以下ノ禁錮ニ処

(注記7)

(注記8)

ス

第二百二条 守兵故ナク銃砲ヲ発シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ
処ス

第二百三条 戦時又ハ事変ニ際シ急呼ノ号報アリタル場合ニ故ナ
ク来会セサル者ハ二年以下ノ禁錮ニ処ス

第二百四条 政治ニ関シ上書、建白其ノ他請願ヲ為シ又ハ演説若
ハ文書ヲ以テ意見ヲ公ニシタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ処ス

第二百五条 服従ノ義務ニ違フヘキ事ヲ目的トシテ党ヲ結ヒタル
トキハ首魁ハ六月以上五年以下ノ禁錮ニ処シ其ノ他ノ者ハ二
年以下ノ禁錮ニ処ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治十四年第七十号布告海軍刑法ハ之ヲ廃止ス

(明治四十一年六月二十九日勅令第百六十五号ヲ以テ同年十月

一日ヨリ施行)

(注記6)

陸軍省 陸普第三八四〇号 官房第三二九一号ノ四

徴兵令中改正ノ件

大正六年十一月十日

陸軍大臣 大島健一 印

海軍大臣 加藤友三郎 印

内閣総理大臣伯爵 寺内正毅殿

徴兵令中別紙法律案ノ通改正致度候ニ付第四十議會へ提出相成

度理由書相添へ請閣議

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル徴兵令中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

(加筆) 鉛筆ハ法制局

海軍大臣

ニテ修正シタル箇所ナリ

陸軍大臣

法律第 号

徴兵令中左ノ通改正ス

(加筆) 第七條ノ二ヲ加フ(第九條但書ニ規定スル者ノ外、士官学校
兵学校等ヲ經テ転任ヲ志望スル者ヲモ含メタリ)

第八條 死刑無期又ハ六年以上ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレ
タル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サス

第九條第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ壯丁ノ身材芸能職業

ニ從ヒ所要ノ(加筆)勅令ノ定ル各兵及雜卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依

リ当籤ノ者ヲ以テ之ニ充ツ但シ海軍志願兵ノ服役ハ本令ノ限

ニ在ラス(加筆)但書ヲ第七條ノ二移ス

第十三條 官立学校小学校及選科等ノ別科ヲ除ク 師範学校中学校若ハ命令ノ定

ムル所ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認メタル学校ヲ

卒業シ服役中食料被服器具等ノ費用ヲ自弁シ予備役後備役將

校同相当官タルノ希望ヲ有スル滿十七歲以上滿二十一歲未滿

ノ者ハ志願ニ依リ一年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得之ヲ一年

志願兵ト称ス但シ費用ノ全額ヲ自弁シ能ハサル証アル者ニハ

(注記9)

其ノ幾部ヲ官給スルコトアルヘシ

一年志願兵ノ予備役後備役期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム^(加筆)

滿二十一歳未満ニシテ師範学校ヲ卒業シ又ハ滿二十歳以上ニ

シテ師範学校ニ在校シ滿二十三歳迄ニ之ヲ卒業スヘキ者ハ一

年間陸軍現役ニ服セシム之ヲ一年現役兵ト称ス

前項師範学校在校中ノ者ハ卒業後ニ於テ入営セシム

一年現役兵其ノ服役ヲ終リタル者ノ服役ハ勅令ヲ以テ之ヲ定

ム

一年現役兵トシテ現役ニ服スヘキ者又ハ其ノ服役中若ハ服役

ヲ終リタル者ニシテ師範学校卒業ノ日ヨリ一年六箇月以内ニ

^(採道)〔官立公立〕小学校ノ教職ニ就カサルトキ若ハ滿二十八歳迄ニ

其ノ教職ヲ退キタルトキ又ハ滿二十三歳迄ニ師範学校ヲ卒業

セサルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス但シ一年陸軍

現役ノ服役ヲ終リタル者ニ在リテハ更ニ二箇年間陸軍現役及

常例ノ予備役後備役ニ服セシム

第十四条 六年未満ノ懲役若ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ一

年志願兵タルコトヲ許サス

第三章中「免役延期及猶予」ヲ「免役及延期」ニ改ム

第二十一条 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ為訊問若ハ拘禁中

ノ者ハ徵集ヲ延期ス

第二十三条 一年志願兵ハ滿二十三歳迄ノ間ニ於テ入営スヘキ

モノトス但シ修業年限^(抹消)〔四〕^(加筆)三二年以上ノ専門学校又ハ文部大

臣ニ於テ之ト同等以上ト認メタル学校ニ在校スル者ハ本人ノ

願ニ依リ当該学校ノ修業年限ニ応シ命令ノ定ムル所ニ從ヒ滿

二十七歳ヲ限度トシ入営ヲ延期スルコトヲ得

一年志願兵ト為リタル者其ノ服役ヲ為ササルトキハ抽籤ノ法

ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス^(加筆)〔二十一〕歳未満ノ者ハ抽籤セシム

第二十三条ノ二 滿^(抹消)〔十七〕^(加筆)〔二十〕歳以前ヨリ引続キ露国領沿海

州、露国領薩哈噠、支那、香港、^(加筆)〔及〕澳門以外ノ外国ニ在ル

者ハ本人ノ願ニ依リ滿三十七歳迄徵集ヲ延期シ滿三十七歳ヲ

超過シタルトキハ国民兵役ニ服セシム

前項ニ依リ延期中ノ者延期ノ事由消滅シタルトキハ抽籤ノ法

ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス

第二十三条ノ三 第十三条第六項及前条第二項ニ依リ徵集セラ

ルヘキ者ハ第十三条第一項ノ例ニ依リ一年志願兵ヲ志願スル

コトヲ得但シ滿二十七歳ヲ超過スルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ニ對シテハ第二十三条第一項ヲ

適用セス^(加筆)〔第二十五条〕——年齢ハ何時ヲ標準トスカヲ明ニス

第二十五条^(加筆)〔ノ二〕中「又第二十三条第一項ニ当ル者ニシテ二十

八歳迄ニ事故止ミ同条第二項ニ当ル者ニシテ三十二歳迄ニ婦

朝シタル者」ヲ「第十三条第三項ニ該ル者ニシテ師範学校卒

業ノ日ヨリ一年六箇月以内ニ官立公立小学校ノ教職ニ就キタ

ル者一年現役服役前若ハ服役中又ハ第十三条第五項ニ依リ服

役中滿二十八歳迄ニ官立公立小学校ノ教職ヲ退キタル者第二

十三条ノ二第二項ニ該当スル者」ニ改ム

第二十九条中割註ヲ削リ「禁錮」ヲ「六年未満ノ懲役若ハ禁

錮」ニ改メ左ノ一項ヲ加フ

第十三条第一項又ハ第三項ニ依リ、服役スル者ノ現役予備役後備役年期ハ第一項ニ依ラス勅令ヲ以テ定ムル日ヨリ起算ス
〔第二十九條ノ二 市町村長ノ意義ヲ明ニセリ〕

第三十條中「三円以上三十円以下ノ罰金」ヲ「百円以下ノ罰金又ハ三円以上ノ科料」ニ改ム〔^{加筆}適齡ノ届ト事故止届等トノ罰ヲ各別ニ定ム前者ヲ輕クセリ〕

第三十一條中「一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上三十円以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「三年以下ノ懲役ニ処ス」ニ改ム

附則

本法ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

旧刑法旧陸軍刑法又ハ旧海軍刑法ニ依リ重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ第八條ノ刑ニ、禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ第十四條第二十九條ノ刑ニ処セラレタル者ト看做シ公權ノ剝奪若ハ停止ヲ附加スヘキ重輕罪ノ為訊問若ハ拘禁中ノ者ハ第二十一條ニ該ル者ト見做ス

本法施行ノ際学校ニ在校ノ故ヲ以テ徵集猶予中ノ者ニシテ徵集猶予ヲ受クルコトヲ得ル学校ニ在校中ノ者ノ徵集猶予及届出ニ関シテハ〔^{抹消}本法施行ノ日ヨリ三年間〕仍従前ノ規定ニ依ル

(注記18)

本法施行ノ際学校ニ在校ノ故ヲ以テ徵集猶予中ノ者ニシテ徵集猶予ヲ受クルコトヲ得ル学校ニ在校中ノ者ニシテ一年志願兵タラムトスル者ハ〔^{抹消}本法施行ノ日ヨリ三年間ニ於テ〕之ヲ志願スヘキモノトス其ノ志願年齡ハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際徵集猶予中ノ者ニシテ師範学校ニ在校中ノ者ノ服役ニ関シテハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際露國領沿海州、露國領薩哈噠、支那、香港、澳門以外ノ外國ニ在リテ徵集猶予中ノ者及徵集猶予ヲ受クルコトヲ得ル外國ニ在リテ徵集猶予中ノ者及徵集猶予ヲ受クルコトヲ得ル外國ニ在ル滿十七歲以上滿二十一歲未滿ノ者ニハ第二十三條ノ二ヲ準用ス

本法施行ノ際一年志願兵若ハ六週間現役兵タル者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者ノ服役ニ関シテハ仍従前ノ規定ニ依ル

理由

徵集猶予ニ関スル制度ヲ改正シ〔^{加筆}兵役義務ノ均等ヲ図リ又六週間現役兵制度ノ本旨ニ鑑ミ其ノ在營期間ヲ延長スル〕ノ必要アルト陸海軍刑法ノ改正其ノ他従来ノ經驗ニ基キ改正ヲ為スノ必要アルニ由ル〔^{加筆}等徵兵令中改正ヲ為スノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ〕

〔表紙〕

徵兵令中改正法律案

徵兵令中左ノ通改正ス

第七條ノ二 第十二條又ハ第十三條ニ依ル場合ヲ除クノ外志願ニ由リ兵籍ニ編入セラルル者ノ服役ニ関シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

前項ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者滿四十歲迄ニ兵籍ヨリ除カルルニ至リタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ服ス

第八條 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者ハ兵役

二服スルコトヲ許サス

第九条第一項及第二項ヲ左ノ如ク改ム

現役兵及補充兵ハ毎年所要ノ人員ニ応シ壯丁ノ身材芸能職業ニ従ヒ勅令ノ定ムル各兵及雑卒ニ區別シ抽籤ノ法ニ依リ徵集順序ヲ定メ之ニ充ツ

第十三条 左ニ掲クル者ニシテ陸軍予備役後備役將校同相当官タルノ希望ヲ有スル満十七歳以上二十一歳未満ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ其現役中ノ食料被服装具等ノ費用ハ自弁トス但費用ノ一部ヲ官給スルコトアル可シ

第一 官立学校小学科及選科等
別科ヲ除ク 師範学校又ハ中学校ヲ卒業シタル者

第二 勅令ノ定ムル所ニ依リ中学校ノ学科程度ト同等以上ト認ムル学校ヲ卒業シタル者

前項ニ掲クル学校ニ在学スル者ニシテ二十二歳未満迄ニ卒業シ入營スルコトヲ得ルモノ亦前項ニ同シ

前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ハ卒業迄入營ヲ延期ス

第二項ニ掲クル者満二十二歳以上ニ非サレハ卒業シ入營スルコトヲ得サルニ至リタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス

第一項又ハ第二項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年志願兵ト称ス

六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ一年志願兵タルコトヲ許サス

一年志願兵ノ現役ヲ終リタル者ノ予備役後備役期間ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条 二十歳未満ニシテ師範学校ヲ卒業シタル者又ハ満二十歳以上ニシテ師範学校ニ在校シ満二十三歳迄ニ之ヲ卒業スヘキ者ハ一箇年間陸軍現役ニ服セシム

前項ニ依リ現役ニ服スル者ハ其現役中之ヲ一年現役兵ト称ス
第一項ノ場合ニ於テ師範学校在学中ノ者ハ卒業迄入營ヲ延期ス
一年現役兵ノ現役ヲ終リタル者ハ直ニ第一國民兵役ニ服セシム

一年現役兵トシテ現役ニ服スヘキ者、其現役中ノ者又ハ其現役ヲ終リタル者左ノ各号ノ一二該当スルトキハ之ヲ徵集ス但満二十一歳以上ノ者ノ徵集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモノトス

第一 満二十三歳迄ニ師範学校ヲ卒業セサルニ至リタルトキ

第二 師範学校卒業ノ年ニ入營シタル者其現役ヲ終リタル日ヨリ六箇月ヲ経過シタル後ニ於テ小学校ノ教職ニ在ラサルコトアルトキ

第三 師範学校卒業ノ年ニ入營セサル者卒業ノ日ヨリ二箇年ヲ経過シタル後ニ於テ小学校ノ教職ニ在ラサルコトアルトキ

第四 小学校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有セサルニ至リタルトキ

一年現役兵ノ現役ヲ終リタル者前項ニ依リ徵集セラレタルト

キハ一箇年現役期間ヲ短縮ス

第五項第二号乃至第四号ハ滿二十八歳ヲ過キタル後小学校ノ教職ヲ退キタル者ニ付テハ之ヲ適用セス

第三章 免役及延期

第二十一条 禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ犯罪ノ為メ予審若クハ公判中ノ者犯罪ノ為メ拘禁中ノ者刑ノ執行停止中ノ者又ハ仮出獄中ノ者ハ徵集ヲ延期ス

第二十三条 一年志願兵トシテ服役スヘキ者ニシテ勅令ノ定ムル所ニ依リ修業年限三箇年以上ノ専門学校又ハ之下同等以上ト認ムル学校ニ在校スルモノニ対シテハ本人ノ願ニ由リ其学校ノ修業年限ニ応シ滿二十七歳迄入営ヲ延期ス

一年志願兵トシテ服役スヘキ者其服役ヲ為ササルトキハ之ヲ徵集ス但滿二十一歳以上ノ者ノ徵集ハ抽籤ノ法ニ依ラサルモノトス

第二十三条ノ二 滿二十歳ニ至ラサル前ヨリ露国領沿海州、露国領薩哈噠、支那、香港及澳門以外ノ外国ニ在ル者ニ対シテハ本人ノ願ニ由リ滿三十七歳迄徵集ヲ延期ス

前項ニ依リ徵集ヲ延期セラレタル者延期ノ事由消滅シタルトキハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集シ滿三十七歳ヲ過キタルトキハ国民兵役ニ服セシム

第二十三条ノ三 第七条ノ二第二項ニ依リ兵役ニ服スヘキ者又ハ第十四条第五項若クハ前条第二項ニ依リ徵集セラルヘキ者ニシテ滿二十七歳迄ノモノハ志願ニ由リ一箇年間陸軍現役ニ服スルコトヲ得此場合ニ於テハ第十三条ヲ適用ス

前項ニ依リ志願ヲ為シタル者ニ対シテハ第二十三条第一項ニ依リ延期ヲ為サス

第二十五条 第三条第二項、第十二条、第十三条第一項第二項第四項、第十四条第五項但書、第二十三条第二項但書及第二十三条ノ三第一項ニ掲クル年齢ハ十二月一日ニ於ケル年齢トス

第二十五条ノ二 毎年一月一日ヨリ十一月三十日迄ニ滿二十歳ト為ル者ハ其年一月中ニ、十二月一日ヨリ同月三十一日迄ニ滿二十歳ト為ル者ハ翌年一月中ニ書面ヲ以テ戸主ニ非サル者ハ戸主ヨリ、戸主未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ戸主ノ法定代理人ヨリ本籍ノ市町村長ニ届出ツ可シ但現役ヲ終ヘタル者又ハ現役中ノ者ニ付テハ此限ニ在ラス

第十四条第五項、第二十三条第二項若クハ第二十三条ノ二第二項ニ該当スル者又ハ第二十三条第一項ニ依リ延期ノ事由止ミタル者ハ十四日以内ニ書面ヲ以テ本籍ノ市町村長ニ届出ツ可シ

第二十九条中割註ヲ削リ「禁錮」ヲ「六年未滿ノ懲役若クハ禁錮」ニ改メ同条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

第十三条ニ依リ服役スル者ノ現役予備役後備役年期又ハ一年現役兵ノ現役年期ハ前項ニ依ラス勅令ヲ以テ定ムル日ヨリ起算ス

第二十九条ノ二 本令中市町村長トアルハ勅令ヲ以テ指定スル市ニ在リテハ区長、市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者トス

第三十条 第二十五条ノ二第一項ノ届出ヲ為ササル者ハ科料ニ

処ス

第三十条ノ二 第二十五条ノ二第二項ノ届出ヲ為ササル者及正
当ノ事故ナクシテ身体ノ検査ヲ受ケサル者ハ百円以下ノ罰金
又ハ三円以上ノ科料ニ処ス

第三十一条中「一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ三円以上三十
円以下ノ罰金ヲ附加ス」ヲ「三年以下ノ懲役ニ処ス」ニ改ム
第六章ヲ削ル

附 則

本法ハ大正八年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

本法ノ適用ニ付テハ旧刑法旧陸軍刑法又ハ旧海軍刑法ノ重罪ノ
刑ニ処セラレタル者ハ六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ処セラレ
タル者、其ノ禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ハ六年未滿ノ懲役又ハ
禁錮ノ刑ニ処セラレタル者、其ノ公權ノ剝奪又ハ停止ヲ附加ス
ヘキ重軽罪ノ為予審又ハ公判中ノ者ハ禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキ
犯罪ノ為予審又ハ公判中ノ者ト看做ス

本法施行ノ際旧法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ徵集猶予中ノ
者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶予及其ノ事故止ミタル場合ニ於ケル
届出ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際旧法第二十三条第一項ノ規定ニ依リ徵集猶予中ノ
者又ハ従前ノ規定ニ依リ一年志願兵タルノ資格ヲ有スル者ノ一
年志願兵ノ志願ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

前二項ニ掲クル者ノ外本法施行ノ際徵集猶予ヲ受クルコトヲ得
ル学校ニ在校中ノ者ノ其ノ事故ニ依ル徵集猶予及其ノ事故止ミ
タル場合ニ於ケル届出並一年志願兵ノ志願ニ付テハ仍従前ノ規

定ニ依ル

前二項ノ規定ニ依リ一年志願兵ヲ志願シタル者ハ本法ニ依リ一
年志願兵ヲ志願シタル者ト看做ス

本法施行ノ際師範学校ニ在校中ノ者又ハ従前ノ規定ニ依リ六週
間現役兵タル資格ヲ有スル者ハ仍従前ノ規定ニ依リ之ヲ六週間
陸軍現役ニ服セシム

前項ノ規定ニ依ル六週間陸軍現役ヲ終リタル者又ハ其ノ服役中
教職ヲ罷メタル者ノ服役ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

本法施行ノ際一年志願兵若ハ六週間現役兵タル者又ハ其ノ服役
ヲ終リタル者ノ服役ニ関シテハ仍従前ノ規定ニ依ル

六週間陸軍現役中ノ者又ハ其ノ服役ヲ終リタル者滿二十八歳迄
ニ教職ヲ罷ムルトキハ十四日以内ニ本籍ノ市町村長ニ届出ツヘシ

前項ノ市町村長ニ付テハ第二十九条ノ二ノ規定ヲ準用ス

第三項、第五項又ハ第十項ノ届出ヲ為ササル者ノ罰第三十条ノ
二ニ同シ

従前ノ規定ニ依リ徵集ヲ猶予セラレタル者ヲ徵集スル場合ニ於
テハ抽籤ノ法ニ依ラスシテ之ヲ徵集ス

本法施行ノ際露国領沿海州、露国領薩哈噠、支那、香港及澳門
以外ノ外国ニ在リテ徵集猶予中ノ者ハ第二十三条ノ二第一項ニ
掲クル者ト看做シ其ノ者ノ徵集猶予ノ願出ハ同項ノ規定ニ依ル
願出ト看做ス

徵兵令中改正法律案理由書

徵集猶予ニ関スル制度ヲ改正シテ兵役義務ノ均等ヲ図リ又六週

間現役兵制度ノ本旨ニ鑑ミ其ノ在営期間ヲ延長スル等徴兵令中
改正ヲ為スノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

(注記1)

〔六年ノ陸甲一一四〕

(注記2)

〔下條〕
〔㊦ノ軍事〕

(注記3)

〔濟〕

(注記4)

〔十四〕〔簿冊内件名番号〕

(注記5)

〔陸甲一一四〕

(注記6)

〔法制局〕〔㊦ノ㊦〕
〔(宛主)木下〕

(注記7)

〔陸甲一一四〕

(注記8)

〔陸軍〕

(注記9)

〔(加筆)〕
〔(在學生ニ対シ一年間ノ入営延期ヲ認ムルヲ妥当トス(屯点ハ陸
軍省局付)〕

(注記10)

〔(加筆)〕
〔(師範卒業ノ一年現役兵ヲ別条(五十四条トセリ)〕

(注記11)

〔(加筆)〕
〔(鉱山学者ノ作ル小学校、満飲ノ小学校)〕

(注記12)

〔(加筆)〕
〔(第十三条第六項トセリ)〕

(注記13)

〔(加筆)〕
〔(執行猶予中及仮出獄中ヲ加フ)〕

(注記14)

〔(加筆)〕
〔(三年ニ改ム)〕

(注記15)

〔(加筆)〕
〔(二十一歳未満ノ者ノ抽籤)〕

(注記16)

〔(加筆)〕
〔(滿二十歳以前ニ改ムノ国民ノ海外發展ノ点ヨリ)〕

(注記17)

〔(加筆)〕
〔(現役中ノ者又ハ現役ヲ終ヘタル者)ヲ加フ〕

(注記18)

〔(加筆)〕
〔(年限制限ヲ撤去セリ)〕

(下札1)

〔此ノ参照ハ後ノ参照の前に記載ス〕

(下札2)

〔(采書)〕
〔(二十年乃至二十二年ノモノノ三、四八三人ノハ学年ノ始メノ員數
ナルヲ以テ学年ノ終即翌年三月ニ至テハ更ニ増加スルモノトス)〕

／法制局 ㊦

〔(下札3)〕
〔(四月一日ニ於テ十九年四ヶ月以上ノ者ハ其年適齡トナル)ノ法制
局 ㊦〕

〔公文類聚 第四十二編 大正七年
卷(十一) 2A, 11, ㊦1292〕